

海南市地域防災計画

災害時行動マニュアル



令和 7 年度修正
海南市防災会議

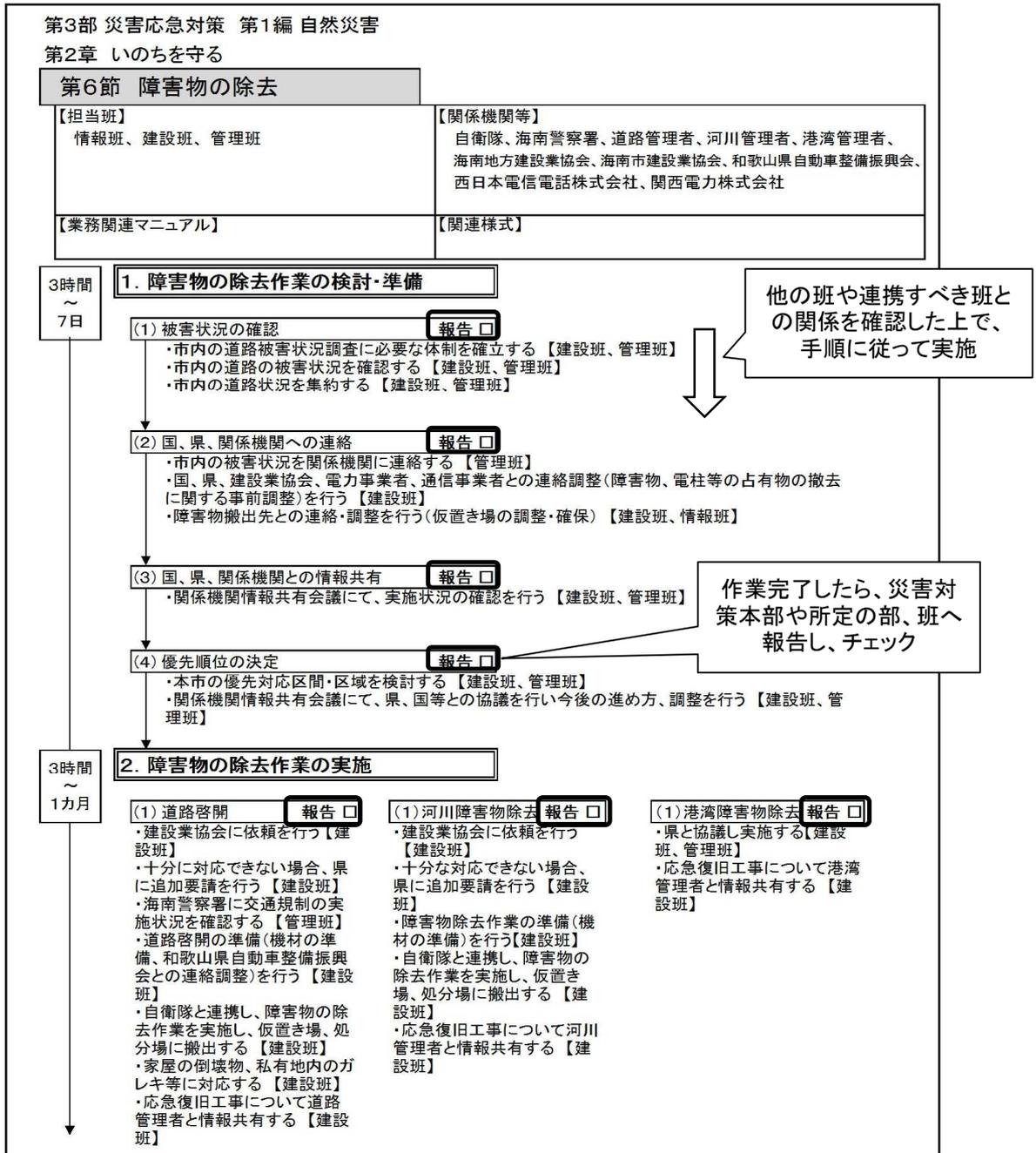
災害時行動マニュアル

＜本マニュアルの構成＞

- ・本マニュアルは、地域防災計画 第3部及び第4部 第2章までの「実施業務」について、具体的な実施手順を示すものである。
- ・各ページは、地域防災計画本文の「節」ごとに構成している。

＜本マニュアルの活用方法＞

- ・各部、班、プロジェクト担当者は、担当業務(下図の二重線の業務)の手順を確認し、他の班や連携すべき班との関係を確認した上で業務を実施する。
- ・実施後は、資料-73のフロー図を参考に、「市の様式-2」を用いて災害対策本部や情報班等の必要な部、班、プロジェクトへ報告し、フロー図内の実施事項ごとに「チェック☑」を入れる。

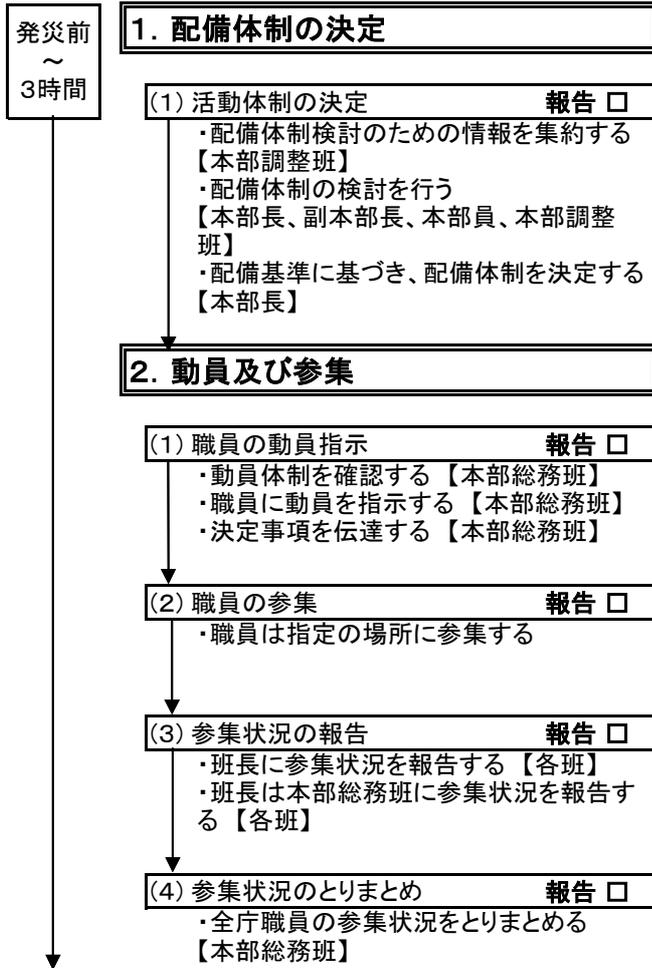


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

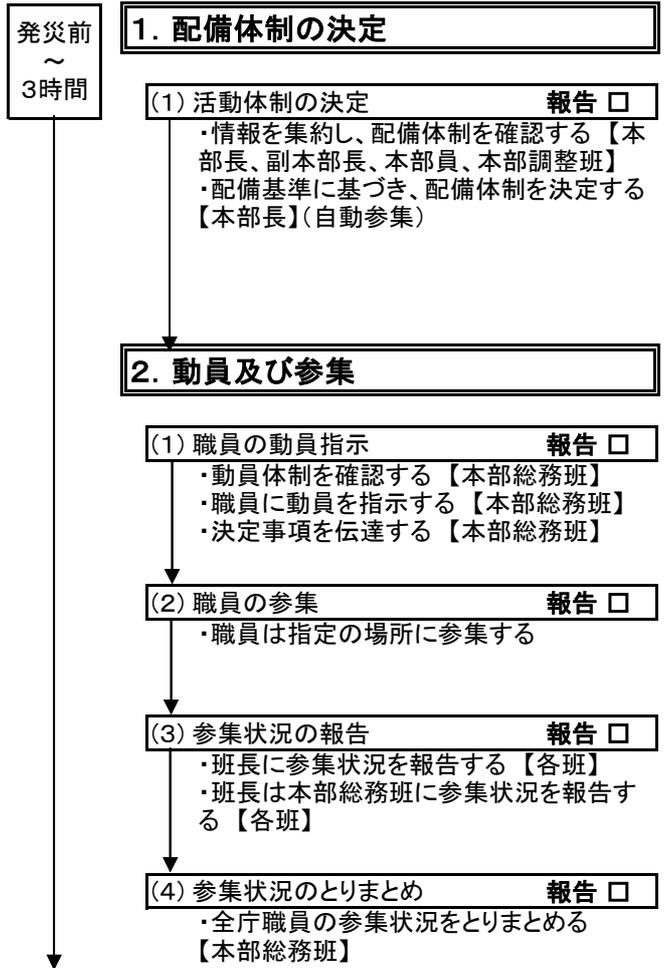
第1節 職員の配備・動員【水防計画含む】

【担当班】 本部長、副本部長、本部員、本部調整班、本部総務班、各班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】 防災配備体制	【関連様式】 市の様式-5 参集途上状況報告書

≪風水害時≫



≪地震・津波発生時≫



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

【担当班】 本部長、副本部長、本部員、本部調整班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用)



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第3節 情報の収集・伝達【水防計画含む】

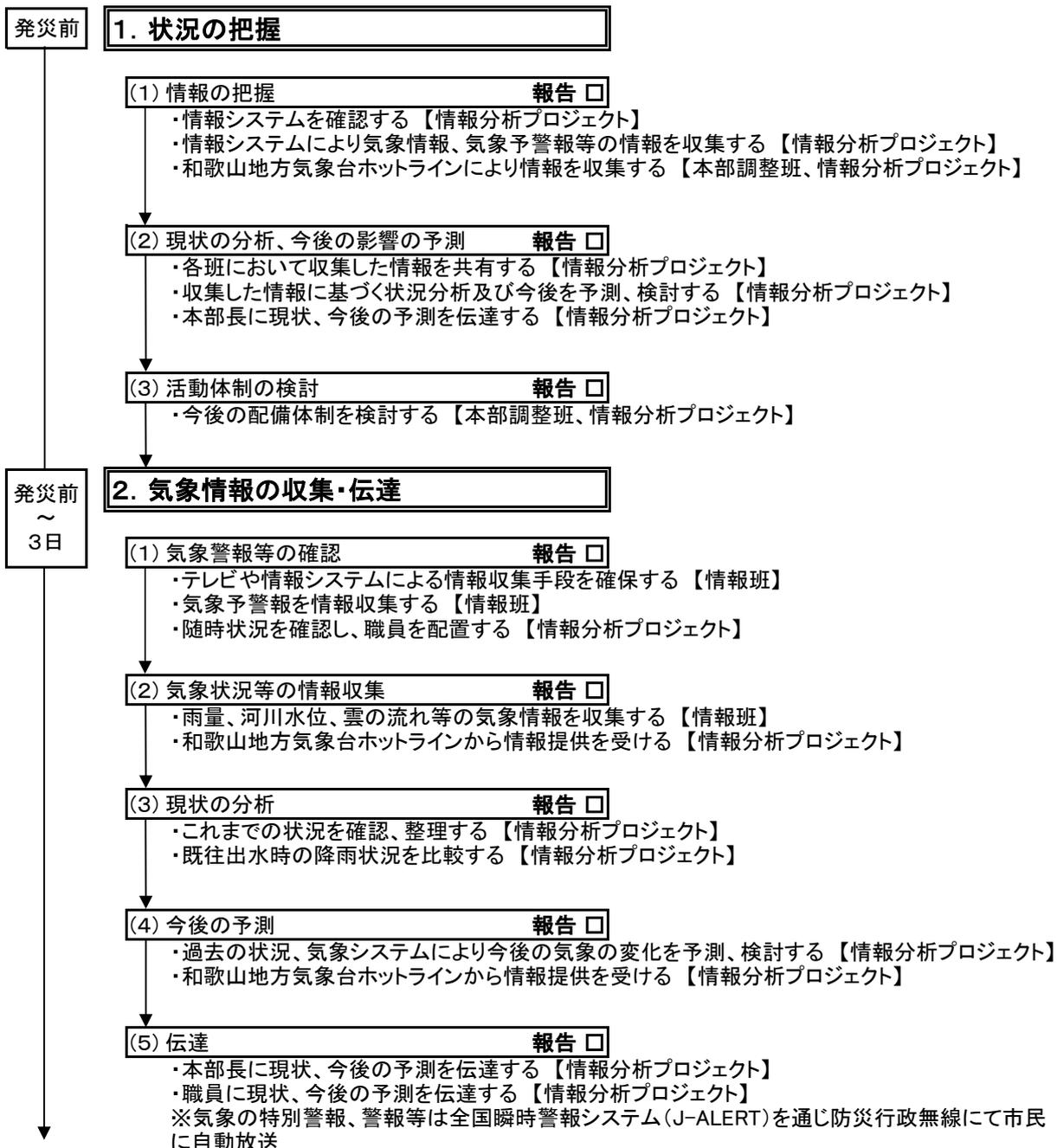
【担当班】
本部調整班、広報財政班、情報班、消防調整班
情報分析プロジェクト

【関係機関等】
気象庁、和歌山県災害対策課、砂防課、河川課

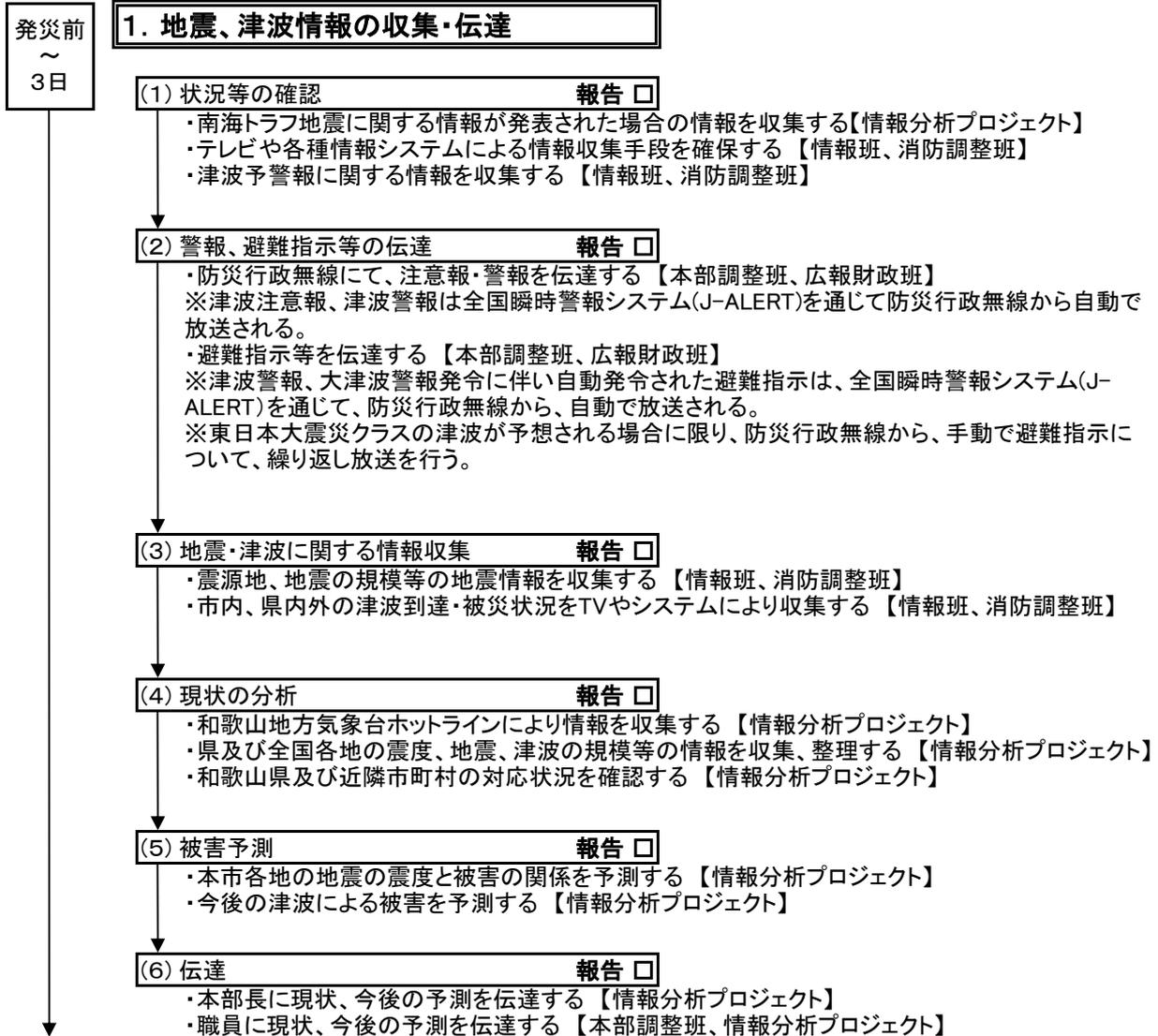
【業務関連マニュアル】
災害時情報収集マニュアル

【関連様式】

≪風水害時≫



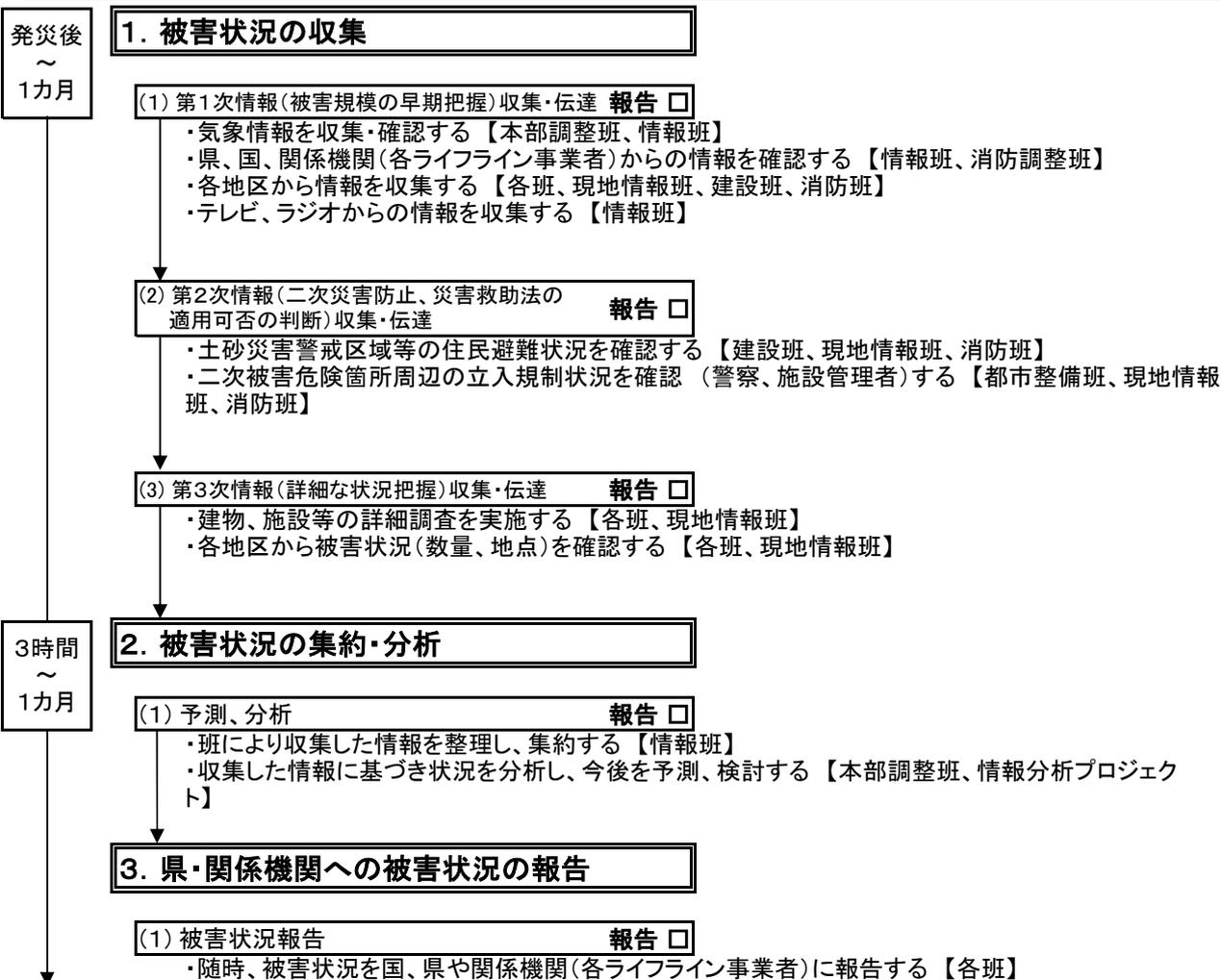
≪地震・津波発生時≫



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第4節 被害状況の収集・伝達【水防計画含む】

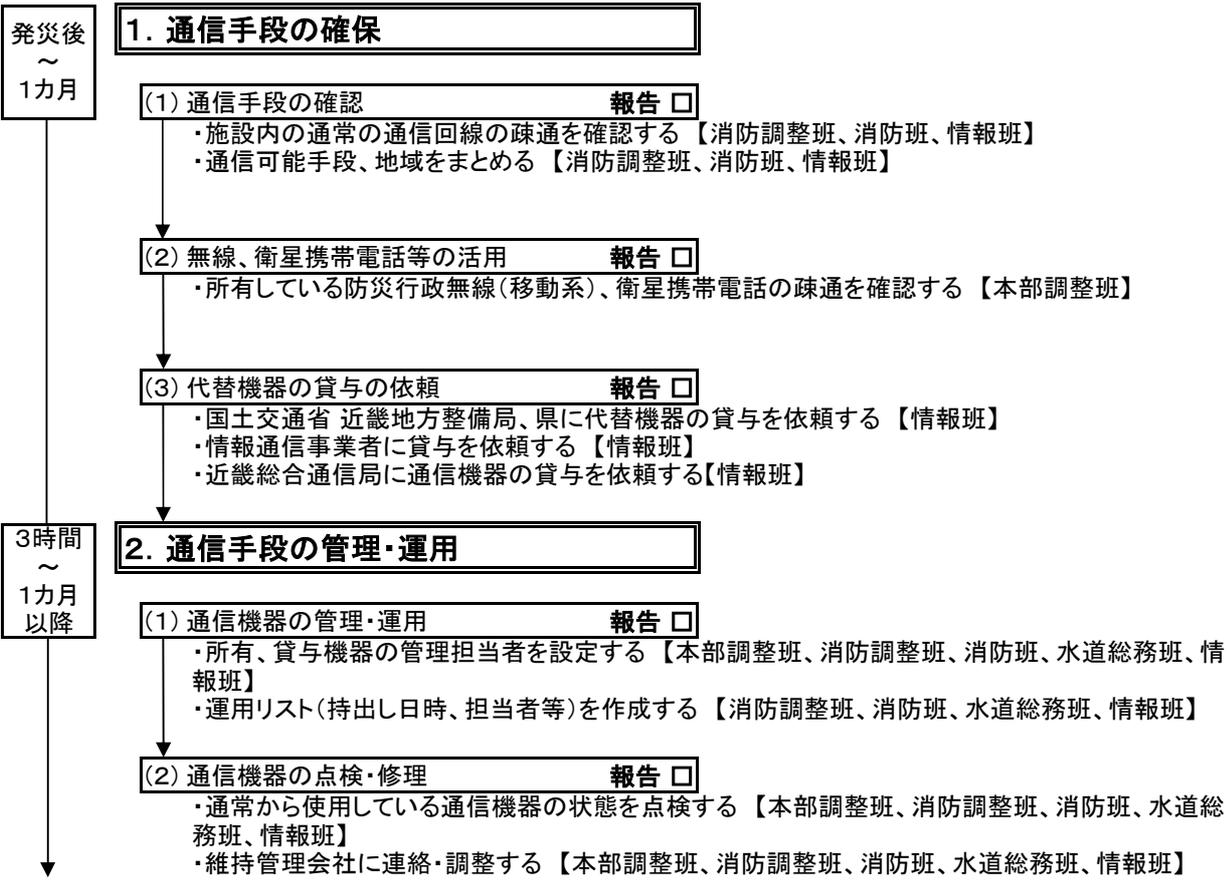
<p>【担当班】 本部調整班、情報班、被害調査班、 都市整備班、建設班、消防班、消防調整班、 情報分析プロジェクト、各班</p>	<p>【関係機関等】 国土交通省、消防庁、和歌山県、海南警察署、 NTT西日本株式会社、関西電力送配電株式会社、 大阪ガスネットワーク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 携帯電話事業者</p>
<p>【業務関連マニュアル】 被害調査マニュアル</p>	<p>【関連様式】 県の報告様式-1(その1)災害概況即報 県の報告様式-2(その2)被害状況即報 県の報告様式-3 被害状況報告 災害救助法の様式-1 被害状況調 災害救助法の様式-3 市町村別被災世帯状況調 市の様式-1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用) 市の様式-2 情報伝達用紙 市の様式-3 受信用紙[関係機関・市民] 市の様式-4 受信用紙[システム入力用] 市の様式-5 参集途上状況報告書 市の様式-6 被害状況調査表 市の様式-7 リ災者名簿(人的調査票) 市の様式-26 水防実施状況報告書</p>



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第5節 通信の確保【水防計画含む】

【担当班】 本部調整班、情報班、消防調整班、消防班 水道総務班	【関係機関等】 国土交通省 近畿地方整備局、総務省 近畿総合通信局、 NTT西日本株式会社、携帯電話事業者
【業務関連マニュアル】 非常通信対応マニュアル	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第6節 広報活動	
【担当班】 本部長、広報財政班	【関係機関等】 報道機関
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用)

3時間
～
1カ月
以降

1. 市民への情報提供

(1) 広報運用体制の確立 **報告** □

- ・広報手段を確認する【広報財政班】
- ・広報重点地区、対象を確認する【広報財政班】

(2) 広報資料の収集・整理 **報告** □

- ・定型様式を準備する【広報財政班】
- ・掲載情報を収集する【広報財政班】

(3) 広報資料の作成 **報告** □

- ・掲載情報を確認する【広報財政班】
- ・広報資料を取りまとめる【広報財政班】

(4) 市民への情報提供 **報告** □

- ・HP・SNS、地域の拠点場所への広報紙の配布等を通じて情報提供する【広報財政班】

(4) 市長メッセージの発信 **報告** □

- ・HP・SNS、地域の拠点場所への広報紙の配布等を通じて市長メッセージを発信する【広報財政班】

3時間
～
1カ月
以降

2. 外部への情報発信

(1) 報道機関への発表 **報告** □

- ・提供先の報道機関の連絡先を確認する【広報財政班】
- ・報道機関に連絡する【広報財政班】
- ・災害対策本部会議等を公開で実施し、情報提供する【本部長・広報財政班】
- ・記者会見を実施する【本部長・広報財政班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第7節 防災関係機関等との連携

【担当班】 本部調整班、各班	【関係機関等】 防災関係機関、地域災害保健医療対策本部（海南保健所内）
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-8 空地管理台帳 市の様式-9 空地利用状況表

3時間
～
1カ月
以降

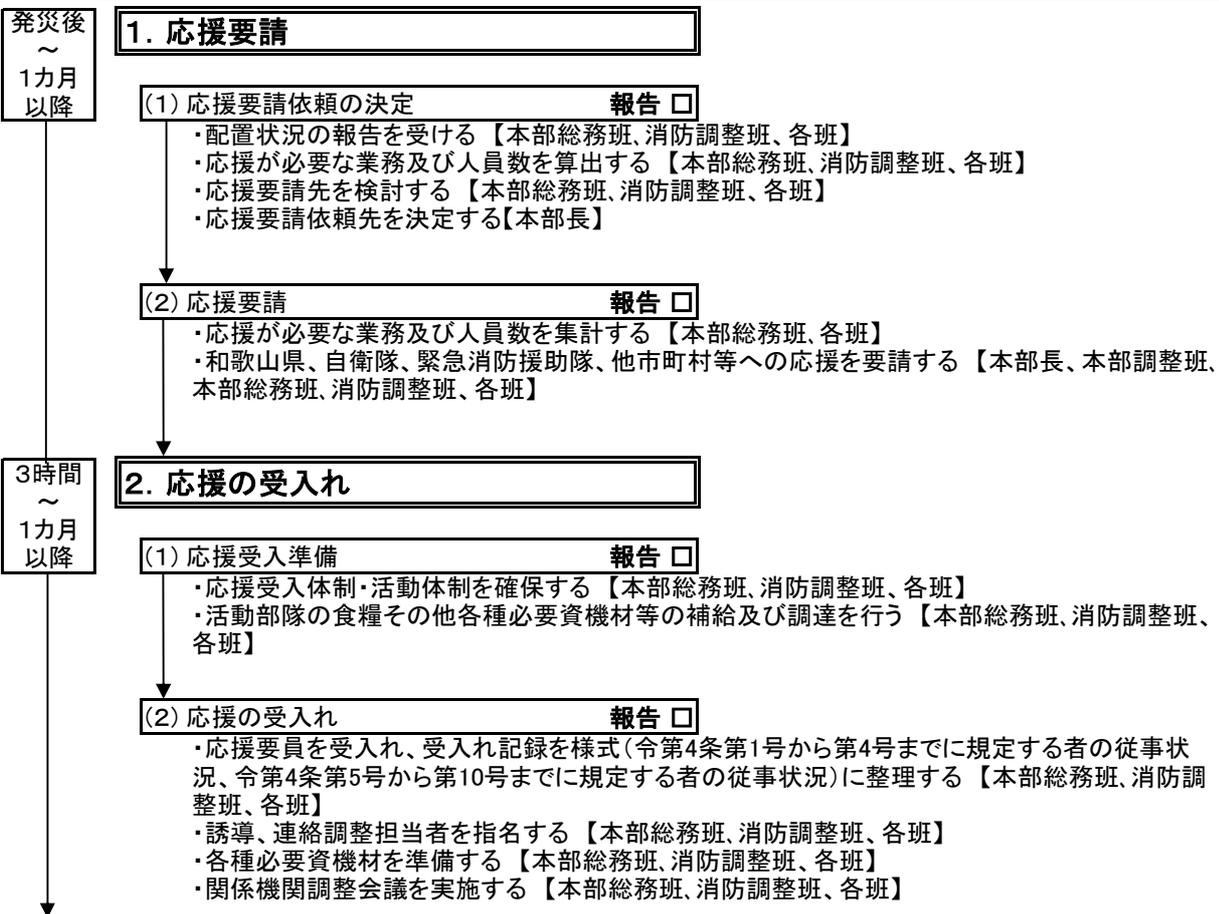
1. 防災関係機関等との調整

- (1) 関係機関情報共有 **報告 □**
 - ・情報共有手段を確保する【各班】
 - ・関係機関調整会議にて各関係機関の情報を共有する【各班】
- (2) 調整 **報告 □**
 - ・関係機関調整会議にて円滑に復旧できるよう調整を行う【各班】
- (3) 復旧活動への支援 **報告 □**
 - ・復旧活動が円滑に実施できるよう適宜情報提供を行う【各班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第8節 受援体制の確立【水防計画含む】

【担当班】 本部長、本部調整班、本部総務班、 消防調整班、各班	【関係機関等】 和歌山県災害対策課、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村 防災関係機関
【業務関連マニュアル】 海南市緊急消防援助隊受援計画	【関連様式】 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4 条第1号から 第4号までに規定する者の従事状況 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から 第10 号までに規定する者の従事状況 市の様式- 10 職員応援要請依頼書 市の様式- 11 職員撤収要請依頼書 市の様式-26 水防実施状況報告書 その他の様式- 1 部隊等の派遣要請依頼書 その他の様式- 2 部隊等の撤収要請依頼書



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第9節 災害救助法の適用

【担当班】 本部調整班、福祉救護班、各班	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 1～様式- 28

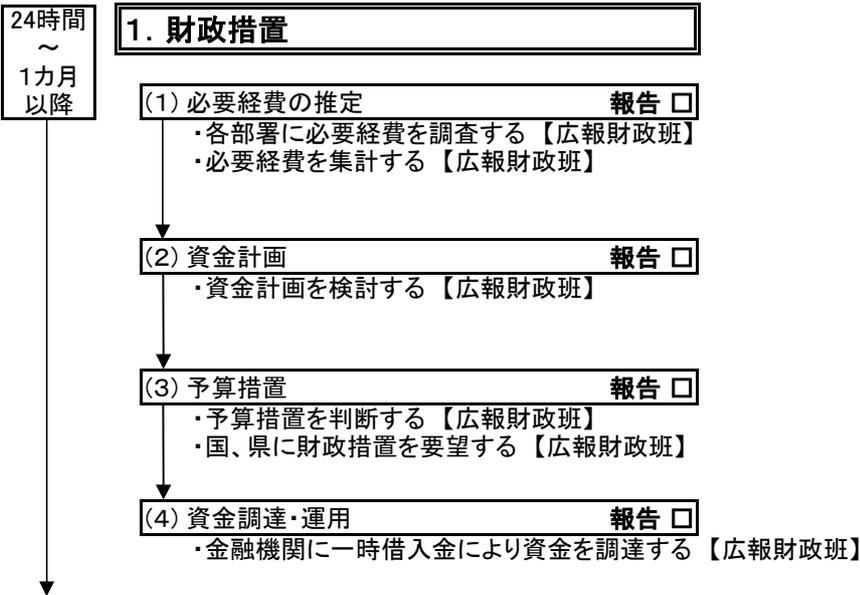
3時間
～
1カ月
以降

1. 災害救助法の適用

- (1) 申請項目の検討 **報告 □**
 - ・災害救助法適用基準を確認(区域内人口に応じた住家減失世帯数)する【本部調整班、福祉救護班】
 - ・災害救助法の救助メニュー、条件(限度額、申請期間等)を確認する【本部調整班、福祉救護班、各班】
- (2) 災害救助法の申請 **報告 □**
 - ・県に災害救助法を申請する【福祉救護班】
- (3) 災害救助法の適用を周知する **報告 □**
 - ・災害救助法の適用を周知する【福祉救護班】
- (4) 関係書類の集計 **報告 □**
 - ・関係書類の収集及び集計する【福祉救護班、各班】
 - ・様式(救助の種目別物資受払状況)を作成する【福祉救護班、各班】
- (5) 県への報告 **報告 □**
 - ・県への報告書類を作成する【福祉救護班】
 - ・県に報告する【福祉救護班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第10節 財政措置	
【担当班】 広報財政班	【関係機関等】 国、和歌山県
【業務関連マニュアル】	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
 第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第11節 職員の健康管理及び安全管理

【担当班】 本部総務班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

24時間
～
1カ月
以降

1. 職員の健康管理・安全管理

- (1) 職員の勤務実態の把握 **報告 □**
 ・職員の勤務内容の書類を収集する【本部総務班】
- (2) 相談・指導 **報告 □**
 ・勤務実態を基に相談、指導を行う【本部総務班】
- (3) 健康管理 **報告 □**
 ・健康・安全に関する注意事項を伝達する【本部総務班】
 ・健康診断を実施する【本部総務班】
 ・健康診断結果を基に交替職員の配置案を作成する【本部総務班】
 ・職員を再配置する【本部総務班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

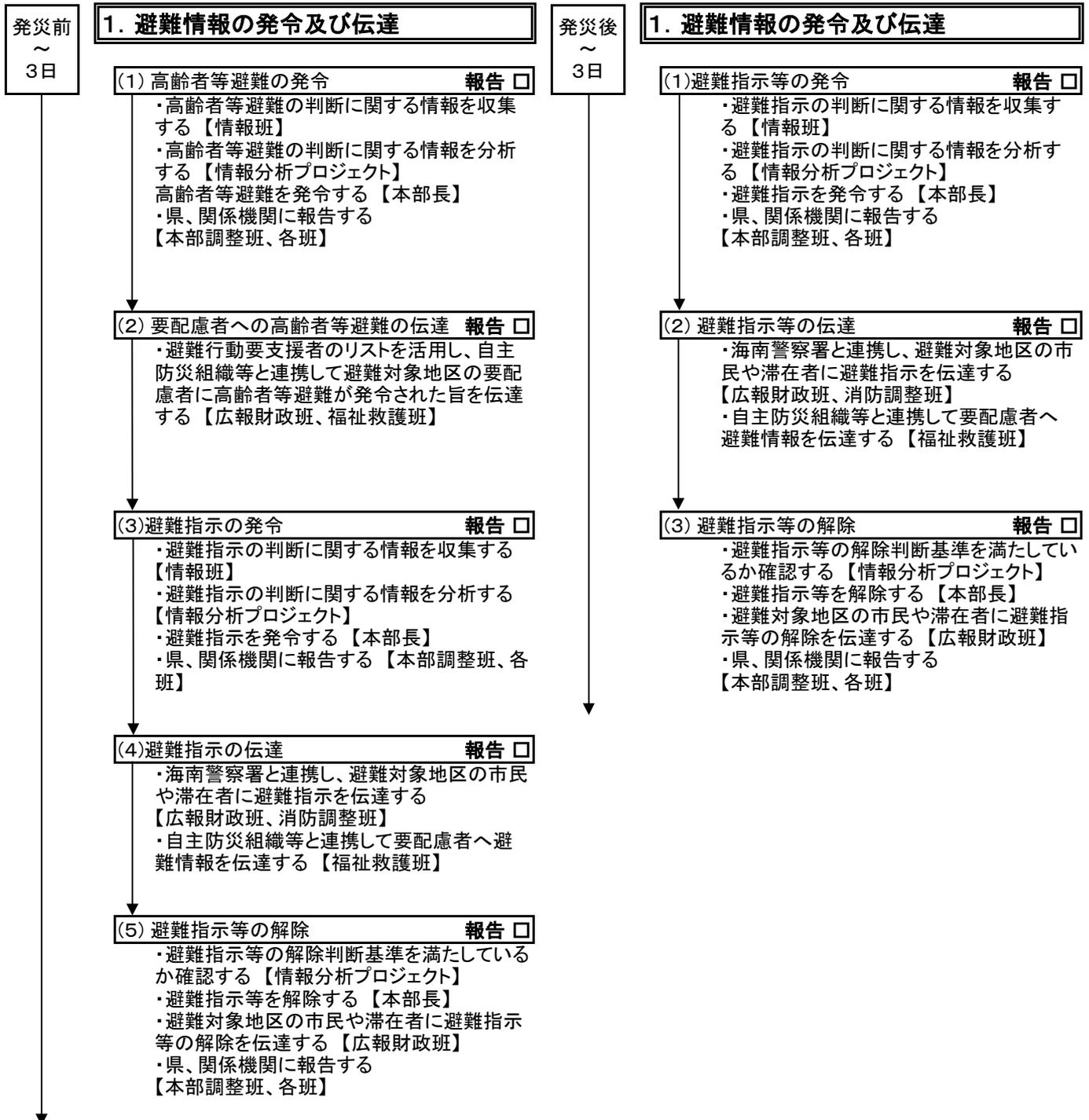
第1節 避難誘導【水防計画含む】

<p>【担当班】 本部長、本部調整班、広報財政班、情報班、福祉救護班、消防調整班、消防班、情報分析プロジェクト、各班</p>	<p>【関係機関等】 海南警察署、和歌山県災害対策課、自治会、自主防災組織等</p>
<p>【業務関連マニュアル】 避難指示等の判断・伝達マニュアル 消防団活動・安全管理マニュアル</p>	<p>【関連様式】 市の様式- 12 避難指示書</p>

※津波来襲時(注意報、警報発表時)には、職員自らの安全確保を最優先とすること。

《風水害時》

《地震・津波発生時》



発災前 ～ 24時間	1. 避難誘導	発災後 ～ 24時間	1. 避難誘導
	<p data-bbox="290 228 826 264">(1) 避難誘導 報告 □</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等とともに、早急に避難場所の状況を確認、確保する【消防班】 <p>(時間に猶予がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令区域に対し、海南警察署と連携して避難者を適切に安全な場所に誘導する ・自主防災組織等、住民による支援体制による避難誘導を支援する <p>【福祉救護班、消防班】</p> <p>(時間に猶予がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等、住民による支援体制を活用して誘導を行う <p>【福祉救護班、消防班】</p> <p>※避難誘導や水防作業等の水防活動に従事する際に自身の安全確保のために配慮すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として、隊(2名以上)として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。 ② 水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ③ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携帯する。 ④ 水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 		<p data-bbox="983 228 1519 264">(1) 避難誘導 報告 □</p> <p>(時間に猶予がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等、住民による支援体制を活用した誘導を実施 <p>※地域における住民による支援体制以外に手段がないため</p> <p>※避難誘導や水防作業等の水防活動に従事する際に自身の安全確保のために配慮すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として、隊(2名以上)として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。 ② 水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ③ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携帯する。 ④ 水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

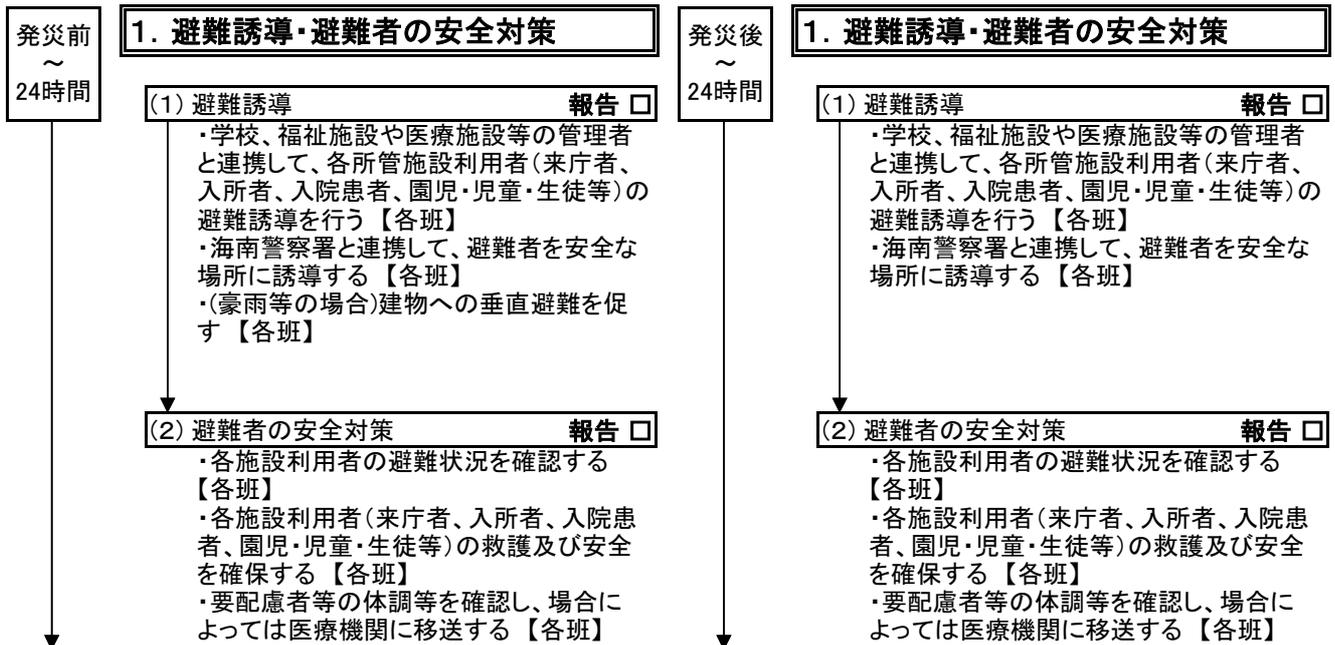
第2章 いのちを守る

第2節 公共施設利用者の安全対策

【担当班】 各班	【関係機関等】 海南警察署
【業務関連マニュアル】 教育委員会 危機管理マニュアル 各学校 緊急時対応マニュアル	【関連様式】

《風水害時》

《地震・津波発生時》

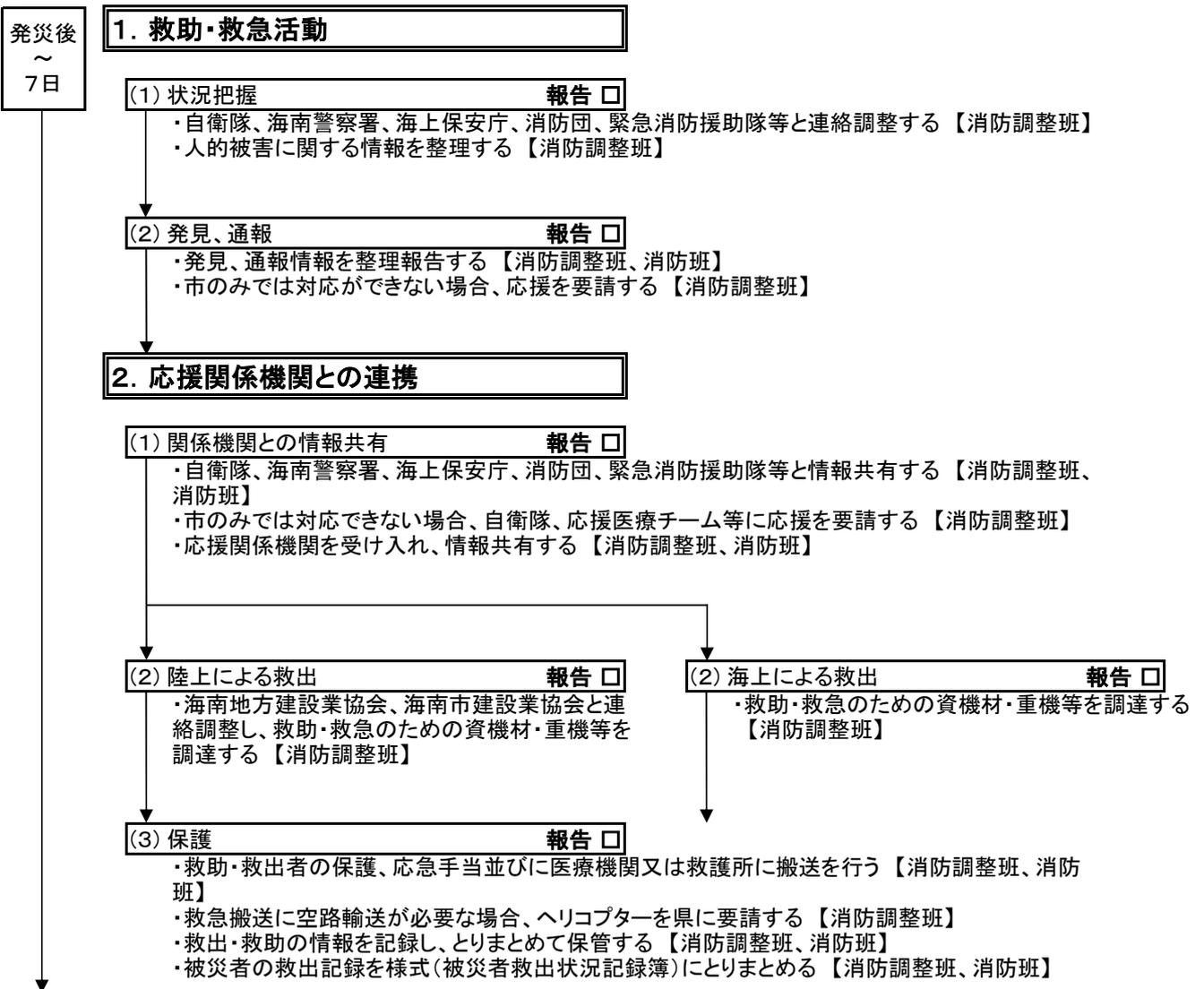


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第3節 救助・救急活動

<p>【担当班】 消防調整班、消防班</p>	<p>【関係機関等】 自衛隊、海南警察署、海上保安庁、和歌山県災害対策課、消防団、緊急消防援助隊、海南地方建設業協会、海南市建設業協会</p>
<p>【業務関連マニュアル】 海南市消防計画</p>	<p>【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票</p>

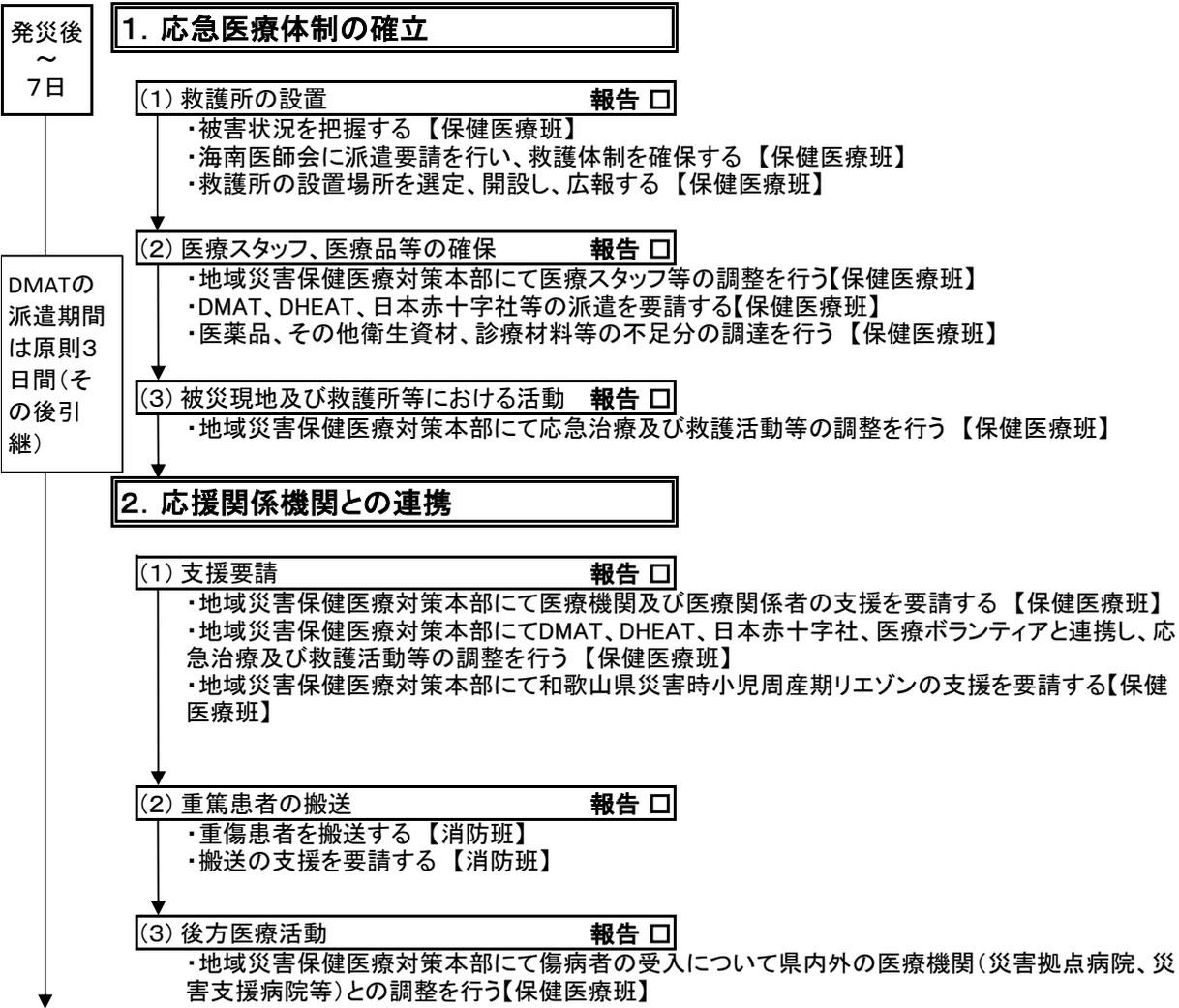


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第4節 医療救護活動

【担当班】 保健医療班、消防班	【関係機関等】 海南医師会、地域災害保健医療対策本部（海南保健所内）、 災害拠点病院・災害支援病院、日本赤十字社、 災害派遣医療チーム(DMAT) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 11 救護班活動状況 災害救助法の様式- 12 病院診療所医療実施状況 災害救助法の様式- 13 助産台帳 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

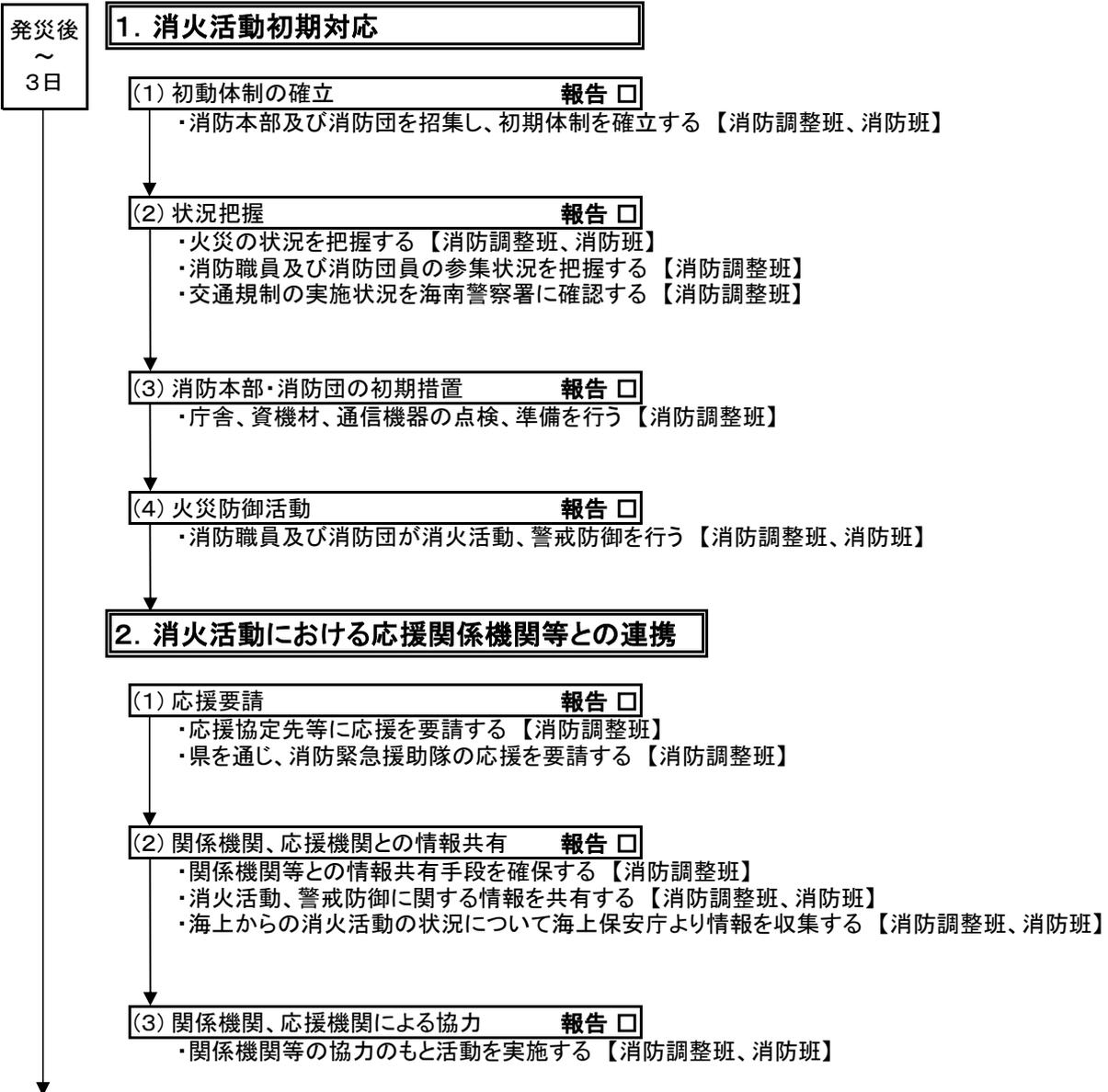


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第5節 消火活動

【担当班】 消防調整班、消防班	【関係機関等】 消防団、消防応援協定締結市・組合等、緊急消防援助隊、海上保安庁、和歌山県危機管理消防課、海南警察署
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画	【関連様式】 消防庁、県の報告様式-4 第1号様式～第4号様式(その②)

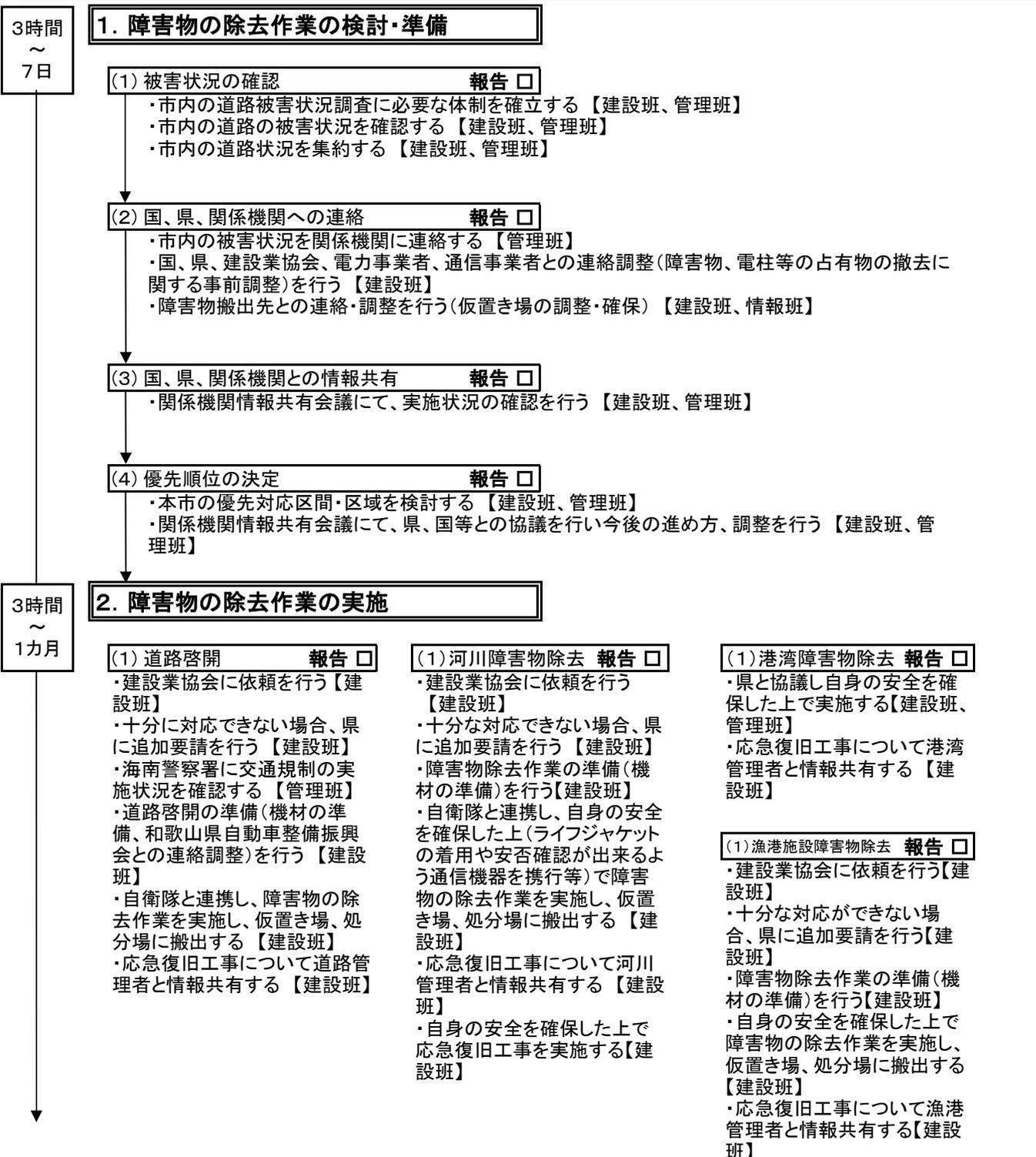


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第6節 障害物の除去【水防計画含む】

【担当班】 情報班、管理班、建設班	【関係機関等】 自衛隊、海南警察署、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、海南地方建設業協会、海南市建設業協会、和歌山県自動車整備振興会、NTT西日本株式会社、関西電力送配電株式会社
【業務関連マニュアル】	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第7節 道路交通の確保

【担当班】 広報財政班、管理班、建設班	【関係機関等】 道路管理者、海南警察署
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

発災後
～
1カ月
以降

1. 道路交通の確保

(1) 状況把握 **報告 □**

- ・市内の道路被害状況調査に必要な体制を確立する【管理班、建設班】
- ・所管道路の通行可否、通行状況等を調査する【管理班】
- ・道路・橋梁等の被災状況図を作成する【管理班、建設班】
- ・道路・橋梁等の被災状況の情報提供用資料を作成する【管理班、建設班】

(2) 交通規制の実施の確認 **報告 □**

- ・交通規制区間、迂回路を検討する【管理班、建設班】
- ・海南警察署、道路管理者に連絡、調整を行う【建設班、管理班】
- ・交通規制を実施する【建設班、管理班】
- ・交通規制区間を広報する【管理班、広報財政班】

(3) 緊急輸送道路の設定 **報告 □**

- ・他道路管理者に情報提供を依頼する【管理班】
- ・市内の被災状況を踏まえた優先確保する路線を検討する【管理班、建設班】
- ・他機関との連絡調整を行う【管理班、建設班】
- ・緊急輸送道路の広報をする【建設班、広報財政班】

(4) 道路の応急復旧 **報告 □**

- ・緊急輸送道路等を踏まえた応急復旧計画(作業体制、優先順位等)を作成する【管理班、建設班】
- ・道路管理者と協議し応急復旧を実施し、道路交通を確保する【建設班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

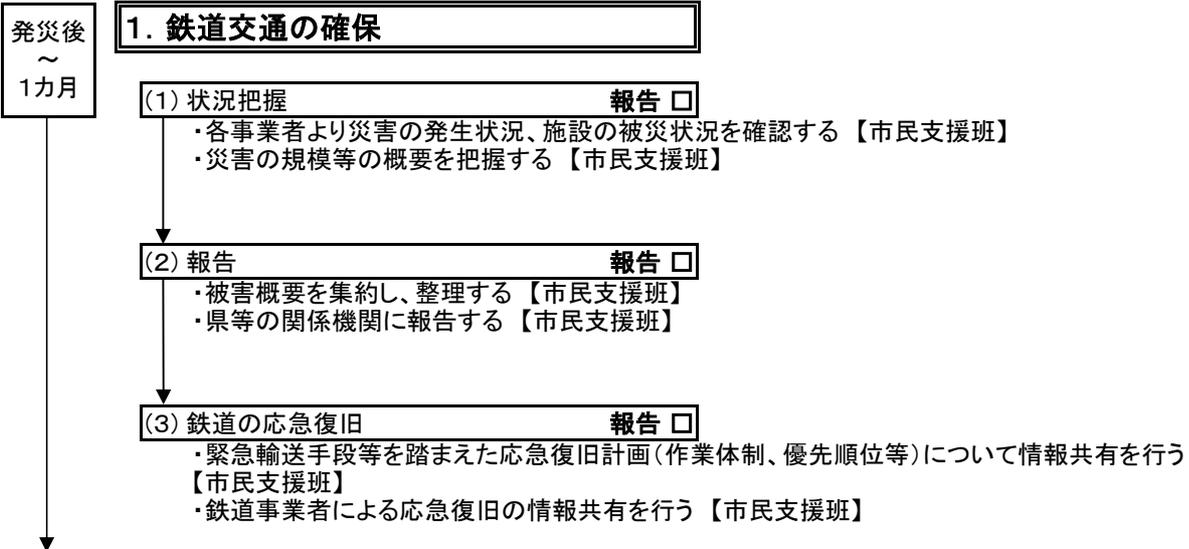
第8節 鉄道交通の確保

【担当班】
市民支援班

【関係機関等】
西日本旅客鉄道株式会社

【業務関連マニュアル】

【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第9節 船舶交通の確保

【担当班】

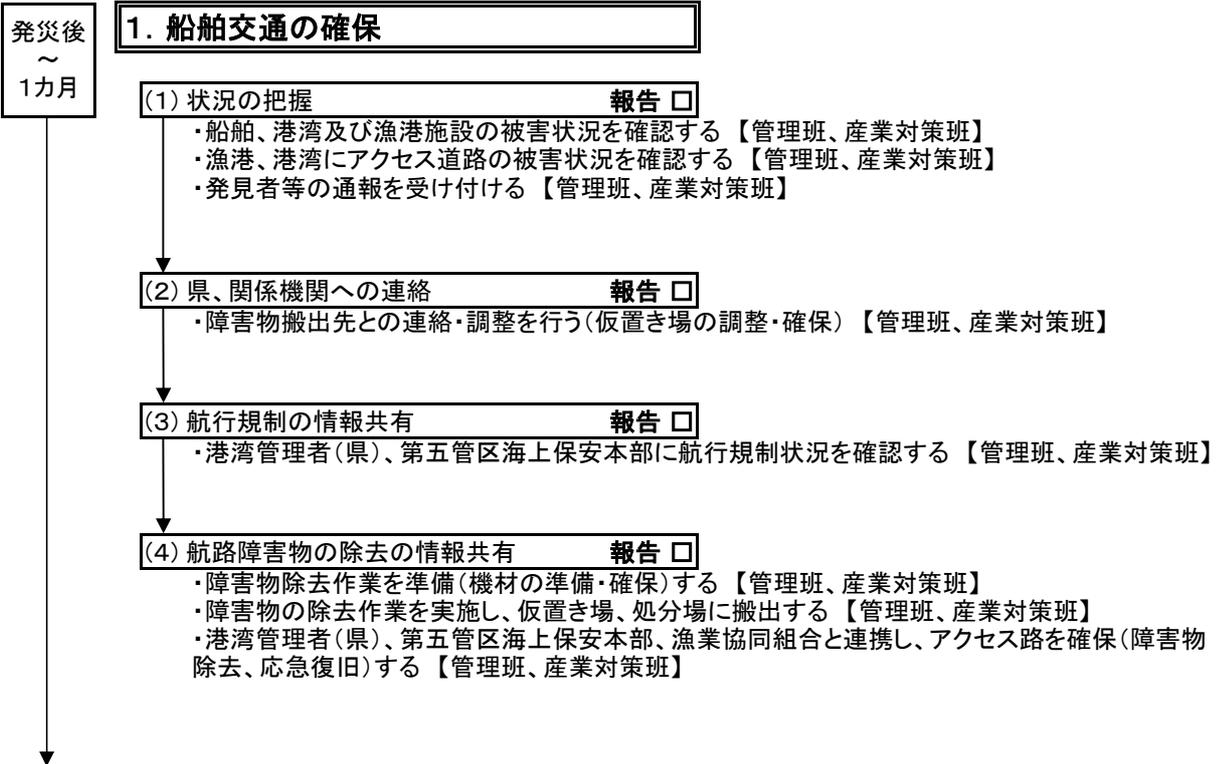
産業対策班、管理班

【関係機関等】

海上保安庁、和歌山港湾事務所、和歌山下津港湾事務所、
漁業協同組合

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

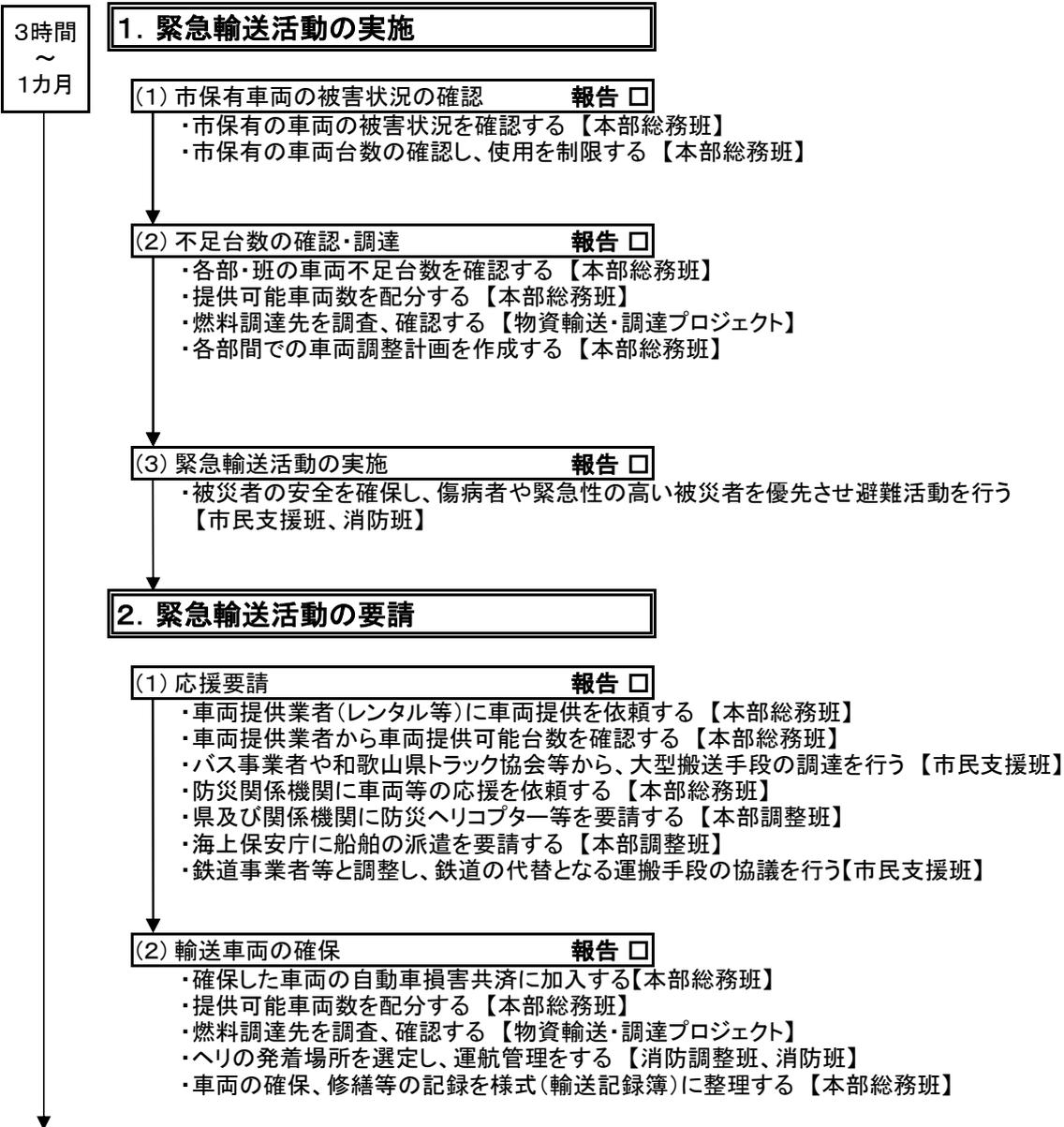


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第10節 緊急輸送活動の実施【水防計画含む】

<p>【担当班】</p> <p>本部調整班、本部総務班、市民支援班、 消防調整班、消防班 物資輸送・調達プロジェクト</p>	<p>【関係機関等】</p> <p>海上保安庁、和歌山県災害対策課、西日本旅客鉄道株式会社、 和歌山県トラック協会、バス事業者、和歌山県石油商業組合</p>
<p>【業務関連マニュアル】</p>	<p>【関連様式】</p> <p>災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 21 輸送記録簿 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 市の様式- 13 車両調達請求書</p>



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第11節 二次災害の防止対策【水防計画含む】	
【担当班】 都市整備班、建設班、消防班	【関係機関等】 和歌山県海南工事事務所、都市政策課、建築住宅課、災害対策課 海南地方建設業協会、海南市建設業協会 和歌山県建築士会
【業務関連マニュアル】 被災建築物危険度判定必携 被災宅地危険度判定士 危険度判定ファイル	【関連様式】

3時間
～
1カ月

1. 土砂災害等応急対策

(1) 体制の確立 報告 □

- ・建設班と消防班で情報を共有する【建設班、消防班】
- ・危険な場所は監視員を配備する【建設班、消防班】

(2) 対策実施 報告 □

- ・危険が想定される箇所を整理する【建設班、消防班】
- ・自身の安全を確保した上で危険地域の住民の避難誘導を行う【消防班】
- ・自身の安全を確保した上で二次災害防止対策を行う(仮排水路の設置、ブルーシート貼り、土嚢積み等)【建設班、消防班】

1. 被災宅地の対策

(1) 体制の確立 報告 □

- ・被災宅地危険度判定作業の体制を確立する【都市整備班】

(2) 対策実施 報告 □

- ・被災宅地危険度判定を実施する【都市整備班】
- ・立入禁止措置を行う【都市整備班】
- ・二次災害の危険性、立入禁止に関する広報を行う【都市整備班】
- ・民間業者に委託し、二次災害防止措置を行う【都市整備班】

1. 被災建築物の対策

(1) 体制の確立 報告 □

- ・県を通じ和歌山県建築士会へ応急危険度判定士の派遣を要請する【建設班】

(2) 対策実施 報告 □

- ・被災建築物の危険度判定を実施する【建設班】
- ・立入禁止措置を行う【建設班】
- ・二次災害の危険性、立入禁止に関する広報を行う【建設班】
- ・民間業者に委託し、二次災害防止措置を行う【建設班】

1. 危険物対策

(1) 体制の確立 報告 □

- ・危険物施設の調査体制を確立する【消防班】

(2) 対策実施 報告 □

- ・避難誘導を行う【消防班】
- ・危険物施設の調査を行う【消防班】
- ・立入禁止措置を行う【消防班】
- ・二次災害の危険性、立入禁止に関する広報を行う【消防班】
- ・民間業者に委託し、二次災害防止措置を行う【消防班】

1. 排水施設の対策

(1) 体制の確立 報告 □

- ・排水施設の被害状況調査体制を確立する【建設班、都市整備班】

(2) 対策実施 報告 □

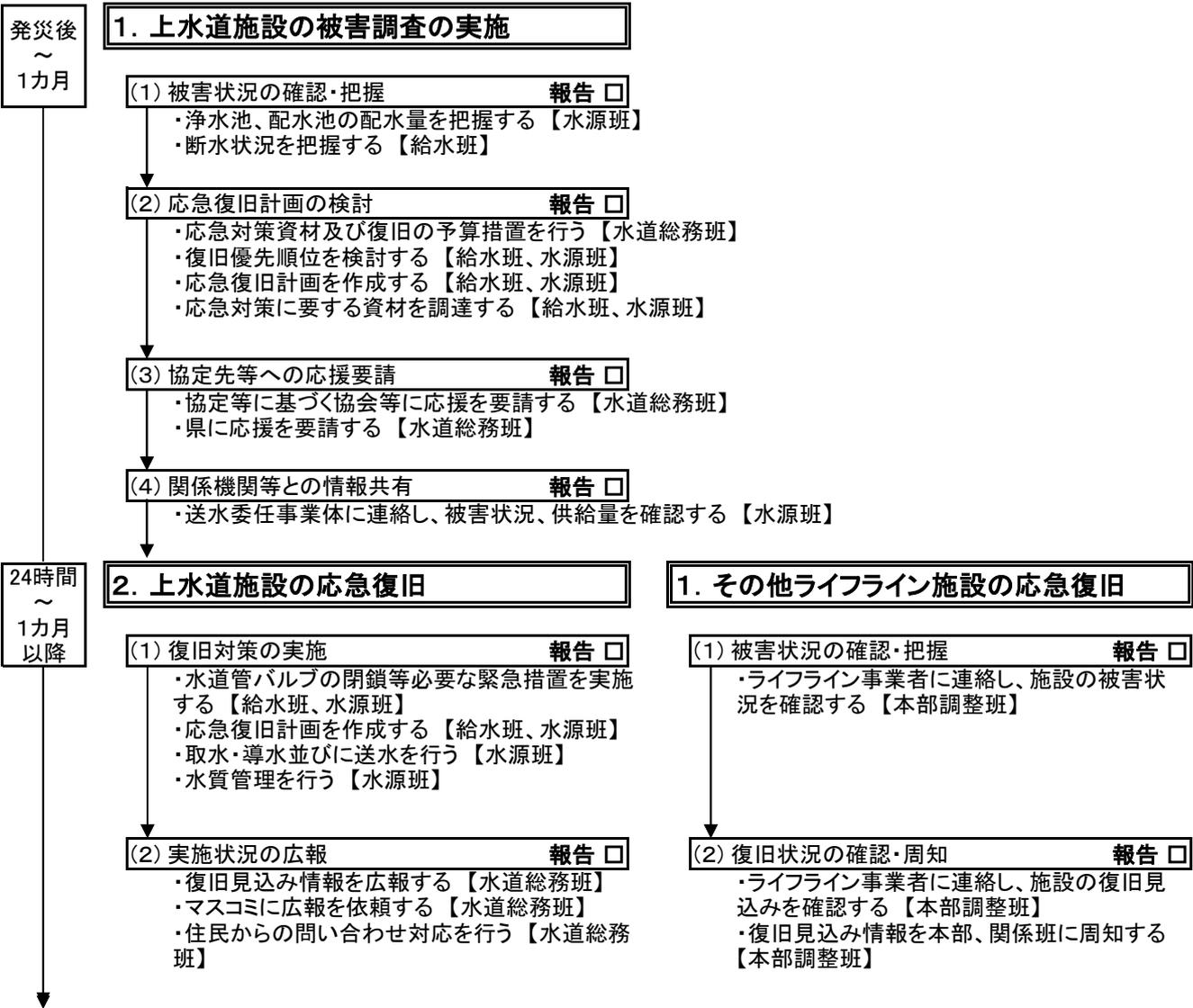
- ・排水施設の被害状況の確認を行い県に報告する【建設班、都市整備班】
- ・県へ関係職員の派遣を要請する【都市整備班】
- ・二次災害の危険性に関する広報を行う【都市整備班】
- ・応急対策を実施する【建設班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第12節 ライフライン施設の応急復旧

【担当班】 本部調整班、水道総務班、給水班、水源班	【関係機関等】 日本水道協会、海南水道工事協同組合、NTT西日本株式会社 携帯電話事業者、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社
【業務関連マニュアル】 海南市水道事業危機管理マニュアル	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第1節 避難所運営

【担当班】 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 ボランティア
【業務関連マニュアル】 避難所運営マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び避難生活状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

発災後
～
1カ月
以降

1. 避難所運営

- (1) 市指定避難所の設置状況及び施設環境の確認 **報告** □
 - ・ライフラインの寸断状況等により避難所の開設の判断をする【避難所管理プロジェクト】
 - ・各避難所の開設状況（電気、水道、ガス等のライフライン）を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・資機材等の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・避難所運営方法の指示を行う【避難所管理プロジェクト】
 - ※住民票の有無にかかわらず適切に受け入れること
- (2) 臨時避難所の設置状況及び施設環境の確認 **報告** □
 - ・ボランティアの活用を含めた避難所運営方法の指示を行う【避難所管理プロジェクト】
 - ・各避難所の避難者数等の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・資機材等（発電機、投光器等）の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・ペットの飼育場を設ける【避難所管理プロジェクト】
 - ・ホテルや旅館等の活用の検討【避難所管理プロジェクト】
 - ・他市町村等への広域避難の検討【避難所管理プロジェクト】
- (3) 避難者数の確認 **報告** □
 - ・各避難所の避難者数を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・様式（避難所設置及び収容状況）を作成する【避難所管理プロジェクト】
 - ・収容人数が超過している場合は、別の避難所等への搬送を検討するとともに、バス等の輸送手段の確保を市民支援班に依頼する【避難所管理プロジェクト】
 - ・プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する【避難所管理プロジェクト】
 - ・車中泊の避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒への予防対策の周知をする【避難所管理プロジェクト】
- (4) 必要物資の供給 **報告** □
 - ・施設の物資量を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・救援物資を提供する【避難所管理プロジェクト】
 - ・女性向けの物資の配布は女性が担当する等配慮する【避難所管理プロジェクト】
 - ・性的少数者の個室での物資受け取り等配慮する【避難所管理プロジェクト】
- (5) 長期避難者への対応 **報告** □
 - ・長期避難が必要な方の住環境を確保するため、ホテル等宿泊施設や隣接市町村の避難所の手配を本部調整班に要請する【避難所管理プロジェクト】
 - ・避難所の収容人数が超過している場合は他避難所への振分けを行う【避難所管理プロジェクト】
- (6) 避難所の閉鎖 **報告** □
 - ・仮設住宅や民間宿泊施設等、長期避難者の移設先を調整、確保した上で、避難所を閉鎖する【避難所管理プロジェクト】

※関係機関による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告すること。

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第2節 要配慮者対策

【担当班】

市民支援班、福祉救護班、保健医療班

【関係機関等】

福祉避難所応援協定先、社会福祉施設、医療機関、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員

【業務関連マニュアル】

避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル

【関連様式】

災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況
 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び避難生活状況
 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

3時間
～
1カ月
以降

1. 在宅避難者対策

(1) 安否確認 **報告 □**

- ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携を図り、在宅避難者の安否確認体制を確保する【福祉救護班】
- ・避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者の安否状況を確認する【福祉救護班】
- ・疾病者の対応(医薬品の提供、酸素供給装置の配備等)をする【福祉救護班、保健医療班】

(2) ニーズ把握、支援方針判断 **報告 □**

- ・在宅要配慮者の巡回相談体制を編成し、巡回を実施する【保健医療班】
- ・必要物資のニーズを把握する【福祉救護班】
- ・福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【福祉救護班、保健医療班】
- ・サービス提供事業所にガソリンを提供する【福祉救護班、保健医療班】

(3) 在宅支援 **報告 □**

- ・必要物資を提供する【福祉救護班】
- ・福祉施設、医療機関へ移送する【市民支援班、福祉救護班、保健医療班】

1. 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の設置 **報告 □**

- ・福祉避難所応援協定先や社会福祉施設に福祉避難所の開設を要請する【福祉救護班】
- ・各福祉避難所における支援スタッフの必要人数を把握する【福祉救護班】
- ・支援スタッフを確保、要請する【福祉救護班】

(2) 福祉避難所の運営 **報告 □**

- ・施設と協議し、要配慮者の受け入れを要請する【福祉救護班】

発災後
～
1カ月
以降

1. 避難所避難者対策

(1) 安否確認 **報告 □**

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難所における要配慮者を把握する【福祉救護班】
- ・疾病者の対応(医薬品の提供、酸素供給装置の配備等)をする【福祉救護班、保健医療班】

(2) 巡回・移送 **報告 □**

- ・各避難所において、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員と連携して、要配慮者の支援体制を確保する【福祉救護班、保健医療班】
- ・避難所内での巡回相談体制を編成し、実施する【保健医療班】
- ・福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整・移送を行う【市民支援班、福祉救護班、保健医療班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第3節 帰宅困難者への対策

【担当班】

市民支援班、避難所管理プロジェクト

【関係機関等】

西日本旅客鉄道株式会社、バス事業者、
和歌山県石油商業組合、コンビニエンスストア

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

発災後
～
3日

1. 帰宅困難者対策

(1) 関係機関との情報共有

報告 □

- ・鉄道、道路等の被災状況や今後の見込みを把握する【市民支援班】
- ・帰宅困難者支援施設(コンビニ、ガソリンスタンド等)の状況を把握する【市民支援班】

(2) 帰宅困難者の把握

報告 □

- ・帰宅困難者発生状況を把握(駅、役所(官公庁、市役所、行政局、公共施設等)、民間施設等に連絡)する【市民支援班】

(3) 避難所への一時収容

報告 □

- ・帰宅困難者に情報提供(一斉帰宅の抑制、避難所への誘導)を行う【市民支援班】
- ・帰宅困難者を受入れる【避難所管理プロジェクト】

(4) 情報提供

報告 □

- ・帰宅困難者の臨時輸送のために西日本旅客鉄道株式会社、バス事業者に連絡する【市民支援班】
- ・企業・学校・その他の帰宅困難者に対し、関係機関が行う臨時輸送の情報を提供し支援する【市民支援班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第4節 食料等の供給	
【担当班】 物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、災害時応援協定企業・組合等、 和歌山県トラック協会、和歌山県倉庫協会、ボランティア
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 8 炊出し給与状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

3時間
～
1カ月
以降

1. 備蓄物資の供給

(1) 備蓄物資の供給 報告 □

- ・避難所情報や道路状況等の情報収集を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・和歌山県トラック協会に物流輸送の協力を依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・備蓄している食料及びペットボトル入り飲料水を各避難所に配分する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・各避難所では、避難所への避難者の他、在宅避難者、福祉避難所への供給を行う【避難所管理プロジェクト】

2. 食料等の調達・搬送

(2) 食料等の調達・搬送 報告 □

- ・食料等の必要量を検討する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・不足する食料等を市内及び近隣市町から購入又は協定に基づき調達する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・災害時応援協定企業、組合等に食料等の供給、集積場所の提供等を依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・市内及び市外から調達した食料等を拠点に集結させる【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・物資の保管及び管理を和歌山県倉庫協会に依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ※国、県、市間で食料、生活必需品等の調達や輸送等に必要情報の共有は物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、実施する。

24時間
～
1カ月
以降

3. 食料等の供給

(3) 食料等の供給 報告 □

- ・和歌山県トラック協会及び和歌山県倉庫協会と調整を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・集結拠点での供給体制を確保する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・ボランティアの協力のもと、集結拠点に集めた食料等を各避難所に配送する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・避難所での供給体制を確保する【避難所管理プロジェクト】
- ・各避難所では、避難所への避難者の他、在宅避難者への供給を行う【避難所管理プロジェクト】
- ・炊き出しの実施状況について、様式(炊出し給与状況)を作成する【避難所管理プロジェクト】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第5節 飲料水等の供給

【担当班】

水道総務班、給水班

【関係機関等】

和歌山県生活衛生課、ボランティア、日本水道協会、
災害時応援協定企業・組合等

【業務関連マニュアル】

海南市水道事業危機管理マニュアル
基幹管路事故対応マニュアル

【関連様式】

災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況
災害救助法の様式- 9 飲料水の供給簿
災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

24時間
～
1カ月
以降

1. 給水活動の実施

(1) 関係機関、応援機関との連携

報告 □

- ・応急給水状況を取りまとめる【給水班】
- ・応急給水状況を広報する【水道総務班】
- ・日本水道協会やボランティア等の応援団体と連絡、調整する【水道総務班】
- ・日本水道協会やボランティア等の応援団体を受入れる【水道総務班】

(2) 給水車による避難所、医療機関等への運搬

報告 □

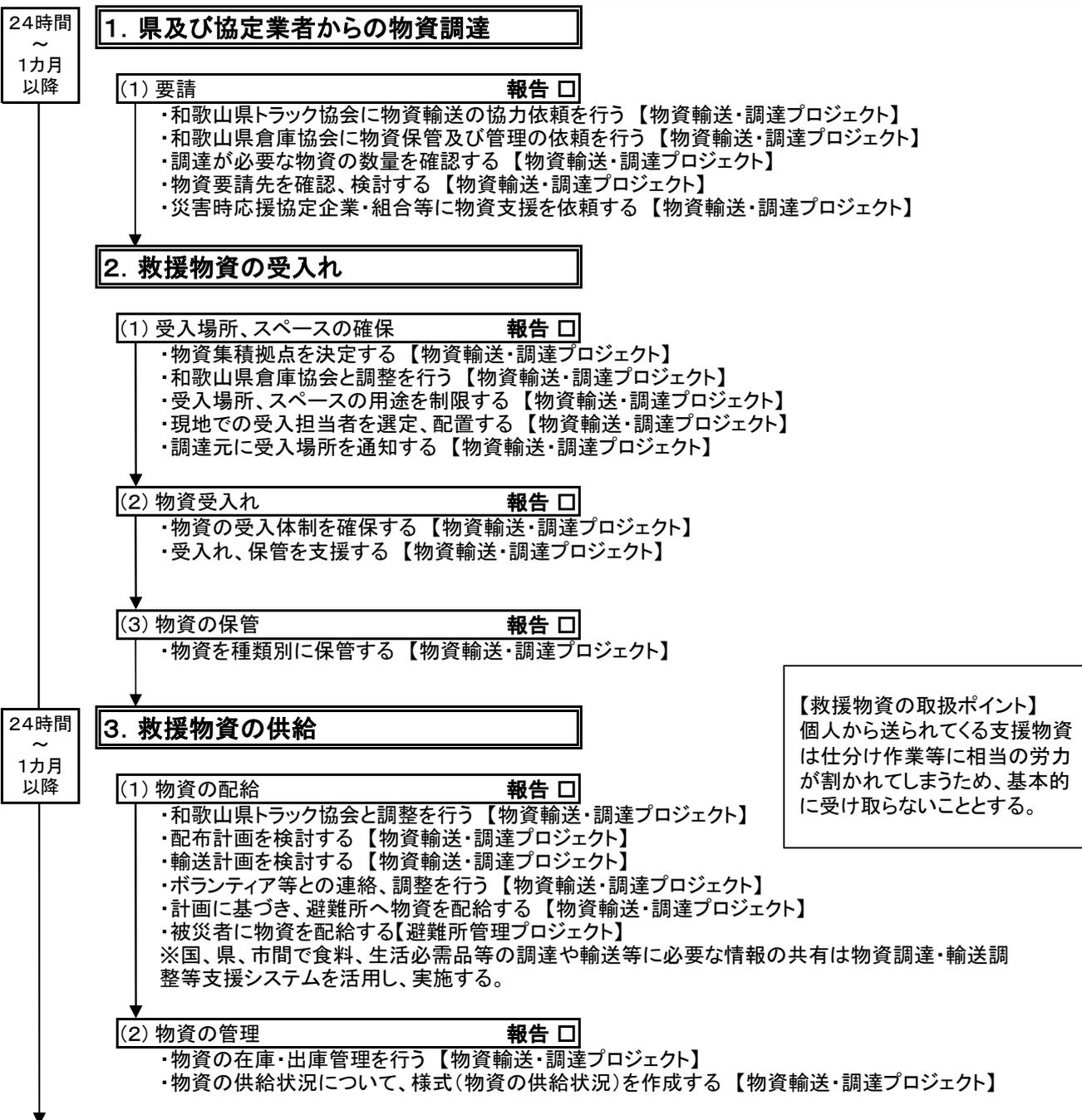
- ・医療機関にアクセス路の被害状況、復旧状況を確認する【給水班】
- ・避難所・医療機関に飲料水を配給する【給水班】
- ・飲料水の供給状況について、様式(飲料水の供給簿)を作成する【水道総務班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第6節 生活必需品の供給

【担当班】 物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、災害時応援協定企業・組合等、 和歌山県トラック協会、和歌山県倉庫協会、ボランティア
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 災害救助法の様式- 10 物資の給与状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 市の様式- 14 物資要請書



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第7節 被災者への情報伝達活動

【担当班】

広報財政班

【関係機関等】

報道機関、ボランティア

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

3時間
～
1カ月
以降

1. 避難所避難者への情報伝達活動

(1) 災害情報の収集・整理 報告 □

- ・対策本部で収集した災害情報を取りまとめる【広報財政班】
- ・被災者の情報ニーズを把握する【広報財政班】

(2) 避難拠点への緊急広報の実施 報告 □

- ・災害に関する情報、安否情報、避難情報、生活関連情報、交通規制、被災者生活支援情報等を提供する【広報財政班】
- ・ボランティアと協力し、避難所にて広報紙、災害情報紙により情報を伝達する【広報財政班】

24時間
～
1カ月
以降

1. 在宅避難者への情報伝達活動

(1) 災害情報の収集・整理 報告 □

- ・対策本部で収集した災害情報を取りまとめる【広報財政班】
- ・被災者の情報ニーズを把握する【広報財政班】

(2) 一般広報の実施 報告 □

- ・避難所が地区の情報発信拠点であることを伝達する【広報財政班】
- ・ボランティアと協力し、避難所に在宅避難者用広報紙、災害情報紙を配布する【広報財政班】
- ・自主防災組織を通じ広報する【広報財政班】
- ・問い合わせ窓口を設置する【広報財政班】

7日
～
1カ月
以降

1. 一時市外避難者への情報伝達活動

(1) 災害情報の収集・整理 報告 □

- ・市外避難者に周知すべき情報を収集・整理する【広報財政班】

(2) 報道機関への広報 報告 □

- ・テレビ、ラジオ、新聞社に広報を依頼する【広報財政班】

(3) 一時市外避難者への情報伝達 報告 □

- ・隣接市町に広報を依頼する【広報財政班】
- ・県に広報を依頼する【広報財政班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第8節 保健活動

【担当班】 福祉救護班、保健医療班、学校教育班	【関係機関等】 海南保健所、医療ボランティア
【業務関連マニュアル】 保健師活動マニュアル	【関連様式】

24時間
～
1カ月
以降

1. 健康調査・健康相談

(1) 避難所における対応 **報告 □**

- ・避難者名簿等により要配慮者を確認する【福祉救護班、保健医療班】
- ・応急処置・薬の配布を行う【保健医療班】
- ・エコノミークラス症候群等の予防啓発を指導する【保健医療班】
- ・応急処置に必要な医療器具や薬剤を確保する【保健医療班】
- ・避難所全体を把握し、福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【保健医療班、福祉救護班】

(1) 在宅者への対応 **報告 □**

- ・県と連携し、在宅避難者を訪問し、健康相談を実施する【福祉救護班、保健医療班】
- ・在宅避難者の状況を把握し、福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【福祉救護班、保健医療班】
- ・専門機関と連携し、専門スタッフ等による心のケアを行う【福祉救護班、保健医療班】

(2) 保健師応援要請 **報告 □**

- ・海南保健所を通じて県に派遣を依頼する【保健医療班】
- ・派遣保健師の受け入れ体制を整備(記録・報告用紙の準備、被災状況の確保、中長期派遣になった際の対応)する【保健医療班】
- ・定例会議を実施する【保健医療班、福祉救護班】

(3) 健康相談 **報告 □**

- ・医療ボランティアを含めて健康相談体制を確保する【保健医療班】
- ・医療相談を行い、病気を予防する【保健医療班】

(4) 健康教育 **報告 □**

- ・必要に応じて健康教育の場を設定、周知する【保健医療班】

2. メンタルヘルスケア

(1) 避難所における心のケア **報告 □**

- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】

(1) 被災家庭における心のケア **報告 □**

- ・電話、訪問等で健康相談を実施する【保健医療班】
- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】

(1) 孤立者への支援 **報告 □**

- ・孤立者(特に仮設住宅や被災地外への移住者)を確認する【保健医療班】
- ・孤立者への重点対応を行う【保健医療班】
- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】

(1) 小児への支援 **報告 □**

- ・保育所、学校、児童相談所、教育委員会等の複数機関による支援体制を確保する【保健医療班、福祉救護班、学校教育班】
- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班、福祉救護班、学校教育班】

(1) 家族等を亡くした方への支援 **報告 □**

- ・海南保健所と連携し、保健医療スタッフによる長期支援体制を確保する【保健医療班】
- ・メンタルヘルスケアを実施する【保健医療班】
- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第9節 防疫対策

【担当班】

保健医療班、産業対策班

【関係機関等】

海南保健所、紀北家畜保健衛生所、自治会、自主防災組織

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

24時間
～
1カ月

1. 感染症の予防

(1) 防疫対策資機材等の確保 報告 □

- ・消毒用薬剤、衛生資材等の必要数量を調達する【保健医療班】
- ・巡回実施状況を取りまとめる【保健医療班】

(2) 防疫活動 報告 □

- ・避難所における消毒体制を確認、調整する【保健医療班】
- ・避難者に避難所管理プロジェクト等と連携し、感染症の発生防止等の衛生対策を広報する【保健医療班】
- ・感染症患者等の処遇を調整する【保健医療班】
- ・海南保健所指導のもと、感染症対策を実施する【保健医療班】
- ・施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど協力を得て防疫を実施する【保健医療班】

(3) 予防対策 報告 □

- ・災害対策本部等に感染症に関する十分な知見を有する医師を常駐させるよう努める【保健医療班】
- ・日本環境感染学会等と連携し、感染対策チームの派遣を要請する【保健医療班】
- ・家屋周辺の消毒、清掃指導をする【保健医療班】
- ・家畜保健衛生所が行う家畜の処分と畜舎の消毒に協力する【産業対策班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第10節 食品衛生の確保	
【担当班】 保健医療班、避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 海南保健所、海南海草食品衛生協会
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

3時間
～
1カ月
以降

1. 食品衛生対策

(1) 応援要請 報告 □

- ・避難所の設置、避難者の収容状況、衛生状況を確認する【保健医療班】
- ・巡回する避難所を決定する【保健医療班】
- ・巡回する要員、資機材の必要量の推計、不足量を確認する【保健医療班】
- ・県に食品衛生監視員及び資機材を応援要請する【保健医療班】
- ・海南海草食品衛生協会に食品衛生指導・相談を依頼する【保健医療班】

(2) 避難所における衛生指導 報告 □

- ・海南保健所の指導により衛生資材等の運用ルールを設定する【保健医療班】
- ・避難者に周知する【保健医療班・避難所管理プロジェクト】

(2) 炊き出し等への指導 報告 □

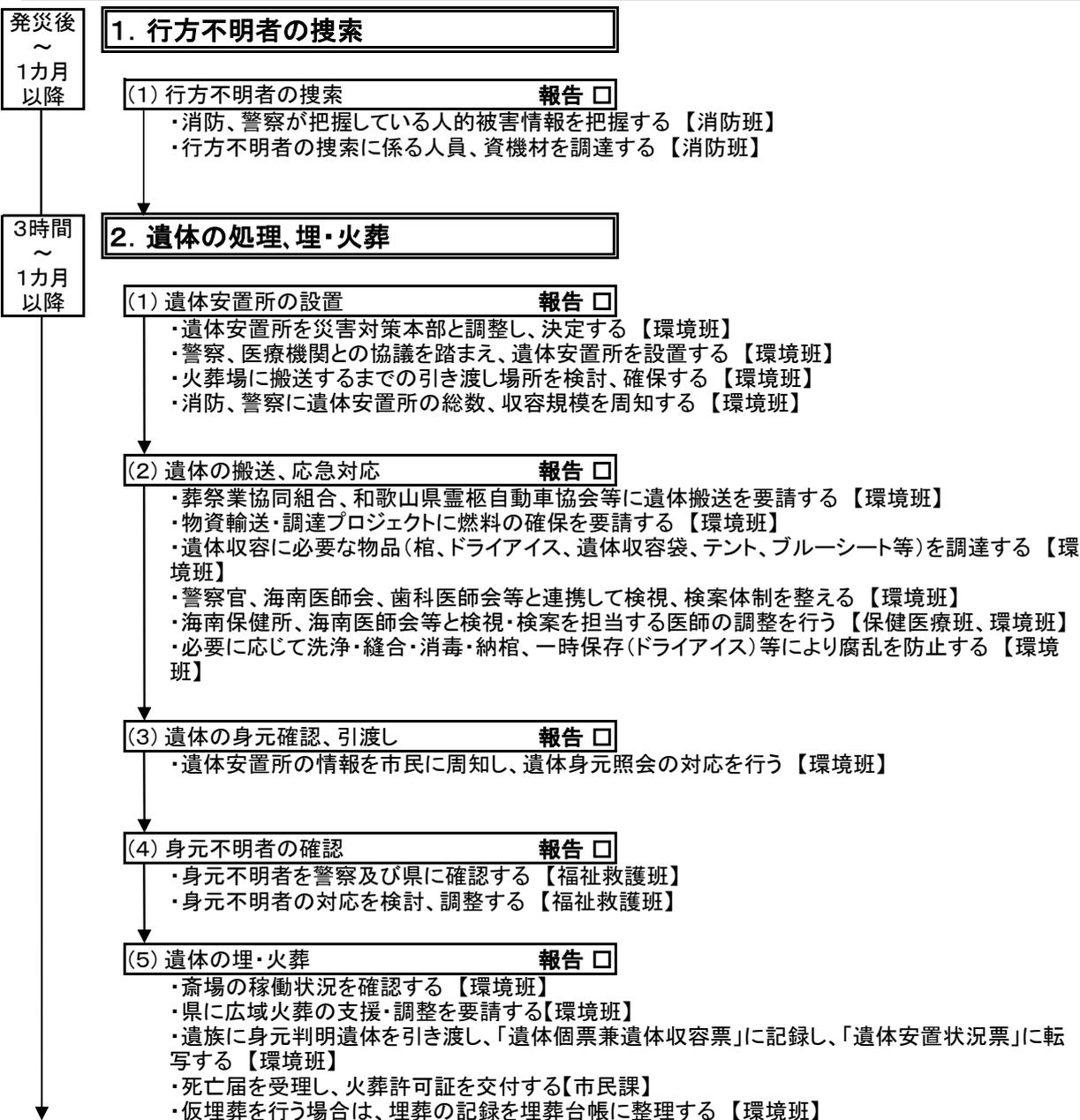
- ・海南保健所の指導により配給設備の衛生を確保し、水、ごみ等の処理に関するルールを設定する【保健医療班】
- ・実施者にルールを周知する【保健医療班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第11節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬

【担当班】 福祉救護班、保健医療班、環境班、消防班、市民課	【関係機関等】 和歌山県生活衛生課、海南医師会、医療機関、海南歯科医師会、海南警察署、葬儀業者
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 15 埋葬台帳 災害救助法の様式- 16 死体処理台帳 災害救助法の様式- 27 死体の捜索状況記録簿 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 市の様式- 15 遺体氏名札 市の様式- 16 遺体送付票



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第12節 廃棄物・し尿処理

【担当班】 環境班	【関係機関等】 和歌山県循環型社会推進課、和歌山県産業資源循環協会、 海南海草清掃協同組合、和歌山県清掃連合会、ボランティア
【業務関連マニュアル】 海南市災害廃棄物処理計画	【関連様式】

24時間
～
1カ月
以降

1. 廃棄物処理

(1) 状況把握、今後の予測、推計 **報告** □

- ・家屋被害情報を収集する【環境班】
- ・災害廃棄物(がれき)、一般廃棄物(ごみ)発生量の推計を県に報告する【環境班】
- ・廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画を作成する【環境班】
- ・廃棄物処理施設の被災状況を把握し、県に報告する【環境班】

(2) 仮置き場の決定 **報告** □

- ・必要な仮置き面積を推計する【環境班】
- ・一次集積所の候補地を選定する【環境班】
- ・管理者と協議、決定する【環境班】
- ・広報資料を作成する【環境班】
- ・市民及び市社会福祉協議会(NPO・ボランティア組織)に周知する【環境班】

(3) 運搬 **報告** □

- ・候補処分場の被災状況を確認(広域圏の候補処分場も検討)する【環境班】
- ・管理者と協議し、決定する【環境班】
- ・被災家屋の解体、撤去、運搬、分別に係る業者を指定する【環境班】
- ・物資輸送・調達プロジェクトに燃料の確保を要請する【環境班】

(4) 応援要請 **報告** □

- ・廃棄物処理に係る最新情報を把握する【環境班】
- ・廃棄物処理状況を把握する【環境班】
- ・ボランティアや和歌山県清掃連合会、県外等の広域圏に応援を要請する(一次集積所従事職員、不法投棄対策、運搬収集等)【環境班】

1. し尿処理

(1) 状況把握 **報告** □

- ・し尿処理施設の被災状況を把握し、県に報告する【環境班】
- ・避難者数、トイレの使用可能状況を把握する【環境班】
- ・要汲みとりし尿発生量を推計する【環境班】

(2) 応援要請 **報告** □

- ・施設組合のし尿処理能力を確認する【環境班】
- ・仮設トイレ必要数を算定し県に報告する【環境班】
- ・和歌山県清掃連合会及び和歌山県一般廃棄物協会に支援の協力要請を行う【環境班】
- ・協力業者に仮設トイレ及び必要資機材の確保を要請する。(長期の避難に備え、可能であれば「快適トイレ」や「バイオトイレ」及び夜間照明の設置を求める)【環境班】
- ・海南海草清掃協同組合、又は県外等の広域圏に応援を依頼する【環境班】
- ・トイレカー、トイレトレーラー、移動式防災コンテナ型トイレの派遣を他自治体等に要請する【環境班】

(3) 仮設トイレの設置 **報告** □

- ・仮設トイレの配置計画を作成する【環境班】
- ・業者に運搬、設置を発注する【環境班】
- ・仮設トイレの衛生管理について設置する施設の管理者に協力を依頼する【環境班】
- ・設置を確認し、本部に報告する【環境班】

(4) し尿処理 **報告** □

- ・汲みとりが必要なトイレの状況を確認し、汲みとりの受付を行う【環境班】
- ・運搬車の配車計画を作成する【環境班】
- ・バキュームカーの必要台数を算定する【環境班】
- ・県に支援要請(バキュームカー及び中間処理施設)を行う【環境班】
- ・物資輸送・調達プロジェクトに燃料の確保を要請する【環境班】
- ・業者にバキュームカーを発注する【環境班】
- ・し尿汲みとり作業の確認、記録、報告、支払いをする【環境班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

【担当班】 福祉救護班、都市整備班、管理班、建設班	【関係機関等】 和歌山県建築住宅課、和歌山県宅地建物取引業協会、ボランティア
【業務関連マニュアル】 県応急仮設住宅建設・管理マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳 災害救助法の様式- 17 住宅応急修理記録簿 災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

7日
～
1カ月
以降

1. 住宅の応急修理等

- (1) 住宅の応急修理支援 **報告** □
- ・災害救助法の適用条件を確認する【建設班、都市整備班】
 - ・支援策を広報する【建設班、都市整備班】
 - ・相談窓口を設置する【建設班、都市整備班】
 - ・住宅の応急修理を受け付け【建設班、都市整備班】
 - ・修理業者に応急修理を依頼する【建設班、都市整備班】
 - ・応急修理の結果を様式(住宅応急修理記録簿)に整理し、報告する【建設班、都市整備班】
 - ・市営住宅を一時使用住宅として提供する【管理班】

1. 住宅関係障害物の除去

- (1) 障害物の除去 **報告** □
- ・災害救助法の適用条件を確認する【建設班】
 - ・支援策を広報する【建設班】
 - ・相談窓口を設置する【建設班】
 - ・除去作業の受け付け【建設班】
 - ・除去作業を依頼する(建築業者の派遣、ボランティアの確保など)【建設班】
 - ・除去作業を様式(障害物除去の状況)に整理し、報告する【建設班】

1. 応急仮設住宅対応等

- (1) 応急仮設住宅用地の選定、取得 **報告** □
- ・必要戸数の把握及び県への報告、要望【都市整備班】
 - ・建設地の選定、確保【都市整備班】
 - ・建設予定地の状況調査【都市整備班】
 - ・建設地の土地使用承諾、使用契約【都市整備班】
 - ・配置計画図の準備【都市整備班】
 - (※福祉仮設住宅は福祉救護班を含む)

- (1) 民間アパート等の活用(賃貸型応急住宅) **報告** □
- ・一時提供住宅として利用可能な住宅規模を調査する【都市整備班】
 - ・一般住宅に転居の推進、受付窓口を設定する【都市整備班】

- (2) 県による応急仮設住宅の設置 **給水班** **報告** □
- ・建設用地を県に報告、申請する【都市整備班】
 - ・工事完了検査時の立会【都市整備班】
 - (※福祉仮設住宅は福祉救護班を含む)

- (3) 応急仮設住宅の入居募集 **報告** □
- ・入居対象者の応募資格、優先順位を設定する【管理班】
 - ・入居者を公募、受け付ける【管理班】
 - (※福祉仮設住宅は福祉救護班)

- (4) 応急仮設住宅への入居 **報告** □
- ・入居者を抽選、審査する【管理班】
 - ・入居者との契約手続きを行う【管理班】
 - ・避難所から応急仮設住宅までの移転手段を確保する【管理班】
 - (※福祉仮設住宅は福祉救護班)

- (5) 応急仮設住宅の管理 **報告** □
- ・様式(応急仮設住宅台帳)を作成する【管理班】
 - ・県に様式を報告する【管理班】
 - ・応急仮設住宅入居者の退去を確認、県に報告する【管理班】
 - (※福祉仮設住宅は福祉救護班)

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第2節 応急教育対策

【担当班】 福祉救護班、学校教育班、社会教育班	【関係機関等】 和歌山県教育委員会 海南医師会、海南保健所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 19 学用品の給与状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 市の様式- 17 学用品引渡書 市の様式- 18 学用品割当台帳 市の様式- 19 学用品受払簿

3日
～
1カ月
以降

1. 応急教育対策

(1) 応急復旧対策 **報告 □**

- ・文教施設の被災状況を収集し、整理する【学校教育班】
- ・被災施設の応急復旧計画を作成する【学校教育班】
- ・被災施設の応急復旧体制を確保する【学校教育班】
- ・被災施設の応急復旧を実施する【学校教育班】

(2) 学校施設の確保 **報告 □**

- ・応急復旧により使用可能な施設について完了次第使用する【学校教育班】
- ・代替施設(体育館、公民館、隣接市町村の文教施設等)の利用に関して調整する【学校教育班、社会教育班】
- ・代替施設を確保する【学校教育班】
- ・PTA教育関係団体へ協力要請する【学校教育班】

(3) 学用品の調達及び支給 **報告 □**

- ・就学上支障のある児童・生徒数を把握し、学用品の必要数量を整理する【学校教育班】
- ・学用品の調達先を確認、連絡、調整する【学校教育班】
- ・学用品を児童・生徒に給付する【学校教育班】
- ・給付結果を記録する【学校教育班】

(4) 児童生徒応急対策 **報告 □**

- ・児童・生徒の各家庭と連絡体制を確保する【福祉救護班、学校教育班】
- ・メンタルヘルスケアが必要な児童・生徒を把握する【福祉救護班、学校教育班】
- ・安全対策を指導(危険箇所への立入禁止等)する【学校教育班】

(4) 教職員の確保 **報告 □**

- ・教職員の被災状況や不足を確認する【学校教育班】
- ・市内の学校間での教職員を調整する【学校教育班】
- ・県教育委員会に教職員の派遣を要請する【学校教育班】
- ・派遣職員の活動計画を作成する【学校教育班】

(4) 環境衛生の確保 **報告 □**

- ・保健室の医療器具・薬品等を確保する【学校教育班】
- ・児童・生徒に衛生対策の教育に関して周知する【学校教育班】
- ・学校長、医師会、保健所等との調整による感染症対策を実施する【学校教育班】

(5) 学校の再開 **報告 □**

- ・学校再開基準(施設被害の復旧、教職員の確保等)を確保する【学校教育班】
- ・応援計画を作成する【学校教育班】
- ・再開基準を確認する【学校教育班】
- ・各家庭に保育所・学校等の再開を連絡し、県に報告する【福祉救護班、学校教育班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第3節 災害ボランティア活動支援

【担当班】

市民支援班、生活再建支援プロジェクト

【関係機関等】

市社会福祉協議会

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

24時間
～
1カ月
以降

1. 災害ボランティア活動支援

(1) 民間団体等への協力要請 報告 □

- ・市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する【生活再建支援プロジェクト】
- ・協力依頼内容を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・自治体、民間団体、各種福祉団体に協力を要請する【市民支援班、生活再建支援プロジェクト】

(2) 災害ボランティアセンターの設置 報告 □

- ・災害ボランティアセンターの役割・機能・設置場所を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・災害ボランティアセンター運営体制(要員、資機材)を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・市社会福祉協議会が市の要請に基づき災害ボランティアセンターを設置【生活再建支援プロジェクト】

(3) 災害ボランティアセンター運営支援 報告 □

- ・災害ボランティアの受入計画を検討する【生活再建支援プロジェクト】
- ・災害ボランティアセンターへ情報提供を行う【生活再建支援プロジェクト】

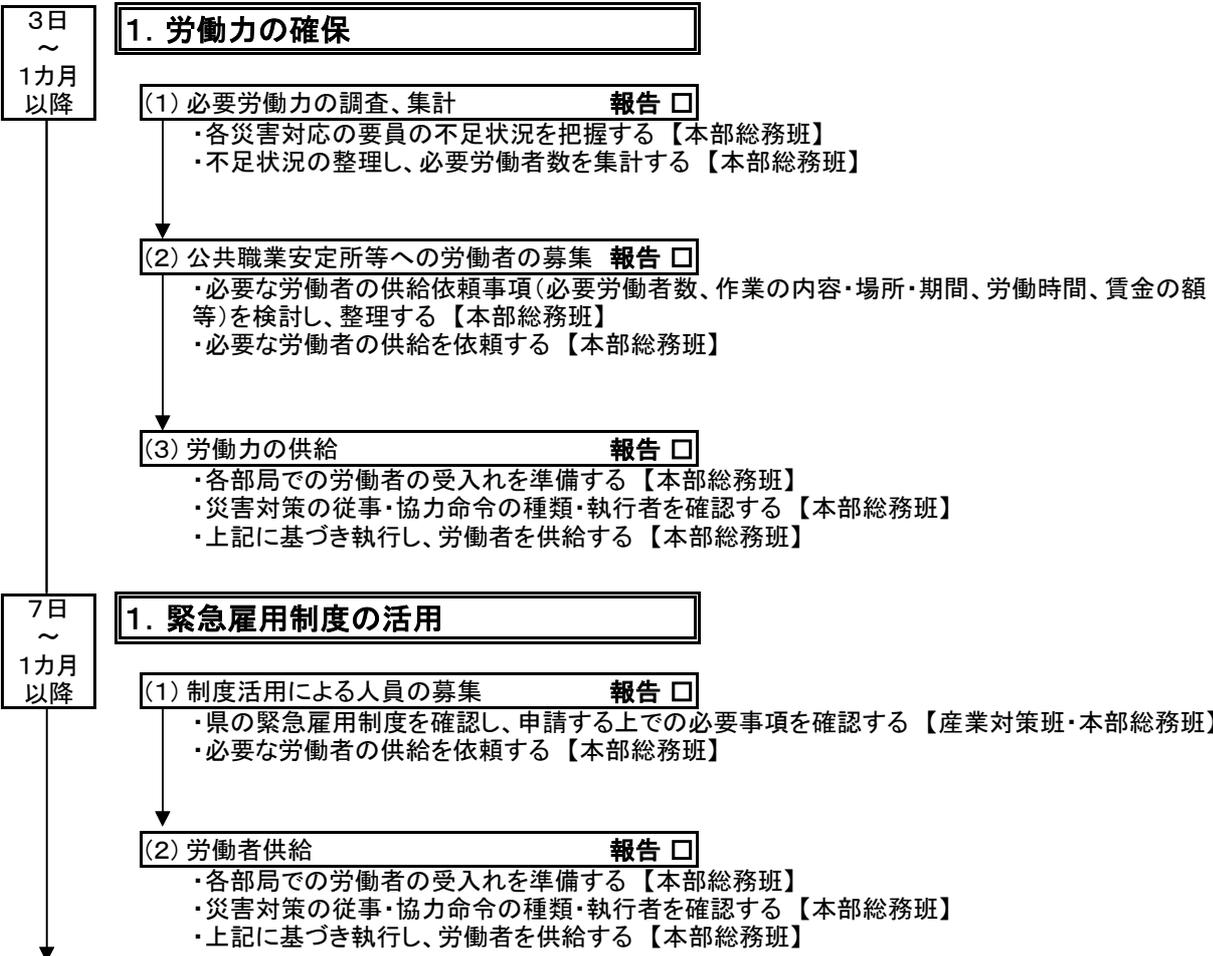
(4) 活動情報の提供 報告 □

- ・各災害ボランティアの活動内容記録の提供を受ける【生活再建支援プロジェクト】
- ・活動状況の公表用資料を作成する【生活再建支援プロジェクト】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

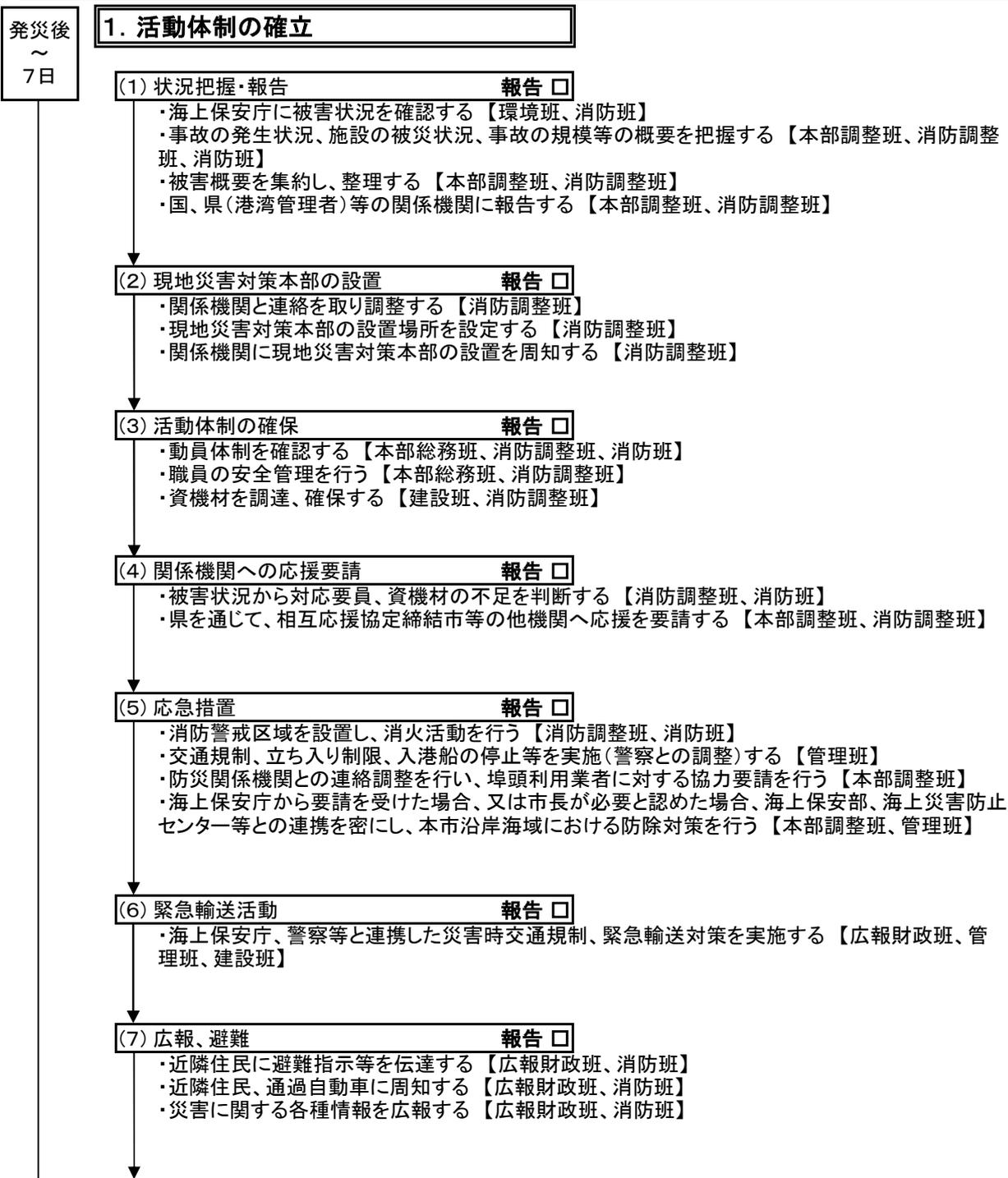
第4節 労働力の確保	
【担当班】 本部総務班、産業対策班	【関係機関等】 公共職業安定所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 市の様式- 20 災害発生に伴う労働者確保の要請について



第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第1節 海上災害対策	
【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、 環境班、産業対策班、管理班、建設班、 消防調整班、消防班	【関係機関等】 海上保安庁、海南警察署、和歌山県、海上災害防止センター、 和歌山県漁業協同組合連合会
【業務関連マニュアル】	【関連様式】



発災後
～
1カ月

2. 海上流出油等対策

(1) 流出油対応 **報告 □**

- ・活動に必要な人員を算定し、防災指令等に基づき各部局より職員を動員する【本部総務班、消防調整班、消防班】
- ・海上災害防止センターが廃油等の保管・運搬・処理を直ちに行う事ができない場合、海上保安部等防災関係機関等と協力し、空地等一時保管場所を選定する【本部調整班、消防調整班、管理班】
- ・流出油等を回収し、応急的に一時保管する【建設班、消防調整班、消防班】

(2) 環境対策 **報告 □**

- ・油等の漏洩等による汚染状況の情報を収集し、県と共有する。県に対し、環境モニタリングのほか、被災状況に応じた応急措置を要請する。【環境班】
- ・流出油の成分、大気の実験結果から人体への影響を調査し、対策を関係部局に報告し、対応を指示する【本部調整班、環境班】
- ・状況により、市長は報道関係機関に「市民が注意すべき事項」についての放送周知を要請する【広報財政班】
- ・防災行政無線や広報車等で市民へ広報する【広報財政班】
- ・海鳥等の野生動物への被害が発生した場合、県にボランティア等の協力を得て保護するよう依頼する【本部調整班、環境班】

(3) 市民利用施設及び海産物対策 **報告 □**

- ・県に海水浴場等の監視、水質検査を実施を依頼する【環境班】
- ・市民利用施設の利用者への広報、施設の閉鎖等を実施する【広報財政班】
- ・漁業協同組合、民間施設へ情報提供を行う【産業対策班、広報財政班】
- ・水産物の汚染の実態を把握する【産業対策班】
- ・流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する【産業対策班】

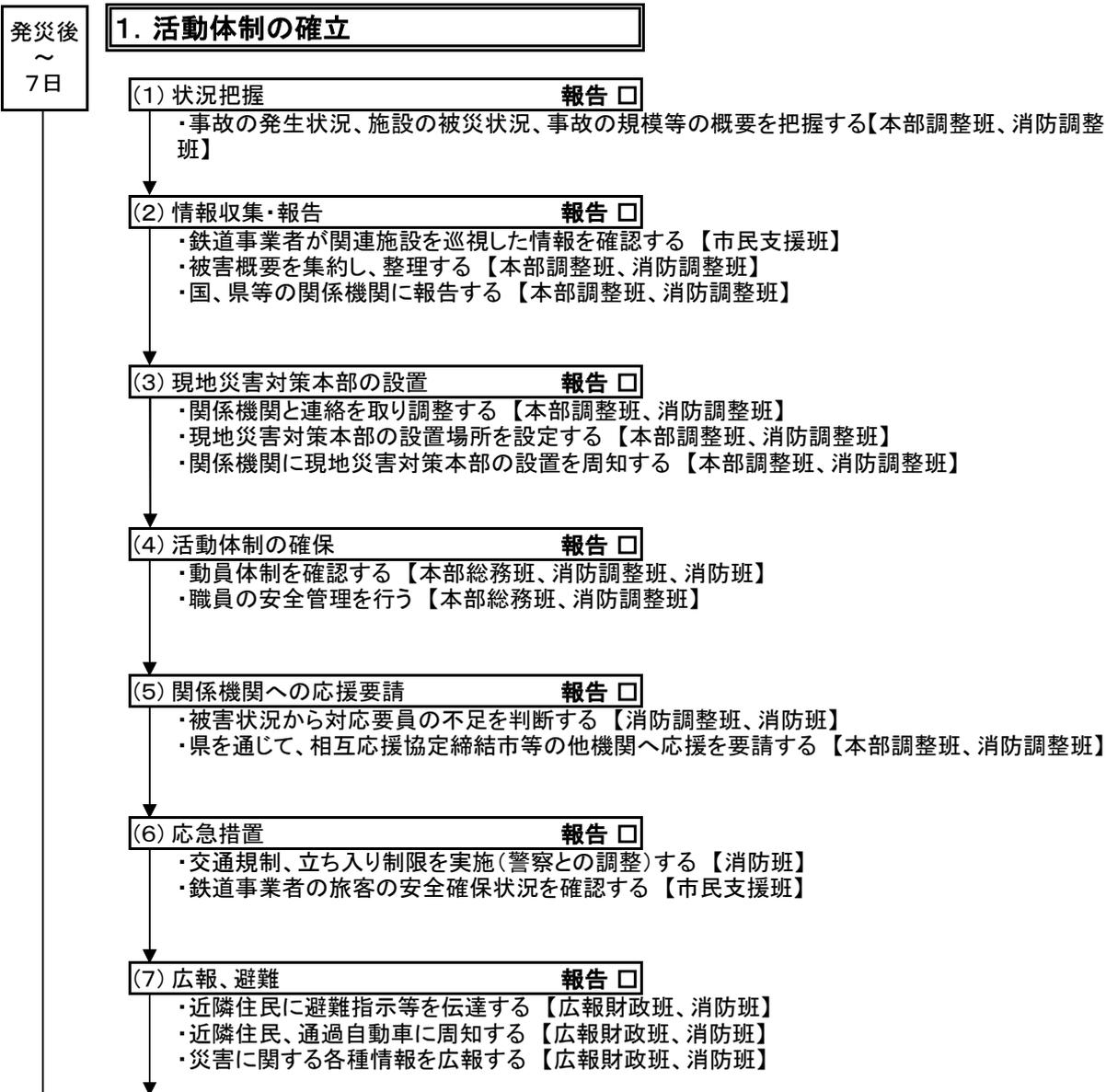
※人命の救出活動及び負傷者の応急手当があるときは海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第2節 鉄道施設災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、市民支援班、保健医療班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 鉄道事業者、海南警察署、和歌山県、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画	【関連様式】



発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 **報告 □**

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 **報告 □**

- ・被害状況から対応要員の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第3節 道路災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、管理班、建設班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 道路管理者、和歌山県、海南警察署、消防応援協定締結市・組合等、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画	【関連様式】

発災後
～
7日

1. 活動体制の確立

- (1) 状況把握** 報告 □

 - ・道路の通行可否、被災内容、応急復旧の可否、通行状況など被害状況を調査、把握する【本部調整班、消防調整班、消防班】
 - ・被害状況図の作成、道路交通情報、復旧情報等を把握する【建設班、管理班】
- (2) 報告** 報告 □

 - ・被害概要を集約し、整理する【本部調整班、消防調整班】
 - ・国、県(道路管理者、港湾管理者)等の関係機関に報告する【本部調整班、消防調整班】
- (3) 現地災害対策本部の設置** 報告 □

 - ・関係機関と連絡を取り調整する【本部調整班、消防調整班】
 - ・現地災害対策本部の設置場所を設定する【本部調整班、消防調整班】
 - ・関係機関に現地災害対策本部の設置を周知する【本部調整班、消防調整班】
- (4) 活動体制の確保** 報告 □

 - ・動員体制を確認する【本部総務班、消防調整班、消防班】
 - ・職員の安全管理を行う【本部総務班、消防調整班】
 - ・車両・資材を調達、確保する【建設班、消防調整班】
- (5) 応急措置** 報告 □

 - ・公安委員会と協議し、交通規制、立ち入り制限を実施する【管理班】
 - ・二次災害発生を防止するため、緊急措置として交通規制を行っている路線の道路啓開を行う【建設班】
 - ・亀裂、段差、陥没の補修、崩土除去、土のう積み、倒木、看板等の撤去の実施を行う【建設班】
- (6) 関係機関への応援要請** 報告 □

 - ・被害状況から対応要員、資機材の不足を判断する【消防調整班、消防班】
 - ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】
- (7) 広報、避難** 報告 □

 - ・近隣住民に避難指示等を伝達する【広報財政班、消防班】
 - ・近隣住民、通過自動車に周知する【広報財政班、消防班】
 - ・災害に関する各種情報を広報する【広報財政班、消防班】

発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 **報告 □**

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 **報告 □**

- ・被害状況から対応要員、資機材の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第4節 コンビナート災害対策

【担当班】

本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班

【関係機関等】

コンビナート施設設置者、海上保安庁、海南警察署、和歌山県、消防応援協定締結市・組合等、相互応援協定締結市、海南医師会、医療機関

【業務関連マニュアル】

海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画、和歌山県石油コンビナート等防災計画

【関連様式】

発災後
～
7日

1. 活動体制の確立

(1) 状況把握

報告 □

- ・火災、油流出状況を把握する【環境班、消防調整班、消防班】
- ・周辺住民の避難状況、立入り制限実施状況等を把握する【消防調整班、消防班】

(2) 報告

報告 □

- ・災害対応状況を集約する【消防調整班、消防班】
- ・国、県(道路管理者、港湾管理者)等関係機関に報告する【本部調整班、消防調整班】

(3) 現地災害対策本部の設置

報告 □

- ・和歌山県石油コンビナート等防災計画に基づき、対策の検討と方針を決定する【本部調整班、消防調整班】
- ・関係機関と連絡を取り調整する【本部調整班、消防調整班】
- ・現地災害対策本部の設置場所を設定する【本部調整班、消防調整班】
- ・現地災害対策本部を設置し、関係機関に周知する【本部調整班、消防調整班】

(4) 活動体制の確保

報告 □

- ・動員体制を確認する【本部総務班、消防調整班、消防班】
- ・職員の安全管理を行う【本部総務班、消防調整班】
- ・車両・資材を調達、確保する【建設班、消防調整班】

(5) 関係機関への応援要請・準備

報告 □

- ・消火活動、油除活動の要員、資機材の不足を確認する【消防調整班、消防班】
- ・海上保安庁、県、相互応援協定締結市に応援を要請する【本部調整班、消防調整班】
- ・消防応援協定締結市、組合等との火災等の警戒防御、人命の救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送体制を確保する【本部調整班、消防調整班】
- ・油等の漏えい等による汚染状況の情報の通報があった場合は迅速に大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法を所管する県に報告する。【環境班】

(6) 応急措置

報告 □

- ・消火活動を実施する【消防調整班、消防班】
- ・危険物等の撤去作業を行う【消防調整班、消防班】
- ・交通規制、立ち入り制限を実施(警察との調整)する【管理班】
- ・道路啓開を実施する【建設班】
- ・被災状況に応じた環境モニタリングを県に依頼する【環境班】

(7) 広報、避難

報告 □

- ・近隣住民に避難指示等を伝達する【広報財政班、消防班】
- ・近隣住民、通過自動車に周知する【広報財政班、消防班】
- ・災害に関する各情報を広報する【広報財政班、消防班】

発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 **報告** □

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 **報告** □

- ・被害状況から対応要員の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第2章 危険物事故災害対策

第1節 危険物等災害対策

【担当班】

本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班

【関係機関等】

危険物管理者、海上保安庁、海南警察署、和歌山県、消防応援協定締結市・組合等、相互応援協定締結市、海南医師会、医療機関

【業務関連マニュアル】

海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画、硫化水素対応マニュアル

【関連様式】

発災後
～
3日

1. 危険物災害応急対策

(1) 状況把握

報告 □

- ・被害状況を把握する【消防調整班】
- ・周辺住民の避難状況、立入制限実施状況等を把握する【消防調整班、消防班】

(2) 報告

報告 □

- ・被害概要の集約し、整理する【本部調整班、消防調整班】
- ・国、県、消防機関等の関係機関に通報・報告する【本部調整班、消防調整班】

(3) 現地災害対策本部の設置

報告 □

- ・関係機関と連絡を取り調整する【本部調整班、消防調整班】
- ・現地災害対策本部の設置場所を設定する【本部調整班、消防調整班】
- ・関係機関に現地災害対策本部の設置を周知する【本部調整班、消防調整班】
- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物施設や危険物、高圧ガス、毒物劇物輸送車両による災害に対し対策の検討と方針を決定する【消防調整班、消防班】

(4) 活動体制の確保

報告 □

- ・動員体制を確認する【本部総務班、消防調整班、消防班】
- ・車両・資材を調達、確保する【建設班、消防調整班】

(5) 救急・救護体制の確保

報告 □

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(6) 関係機関への応援要請

報告 □

- ・被害状況から対応要員、資機材の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】
- ・危険物の漏えい等による汚染状況の情報の通報があった場合は迅速に大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法を所管する県に報告する。【環境班】

(7) 応急措置

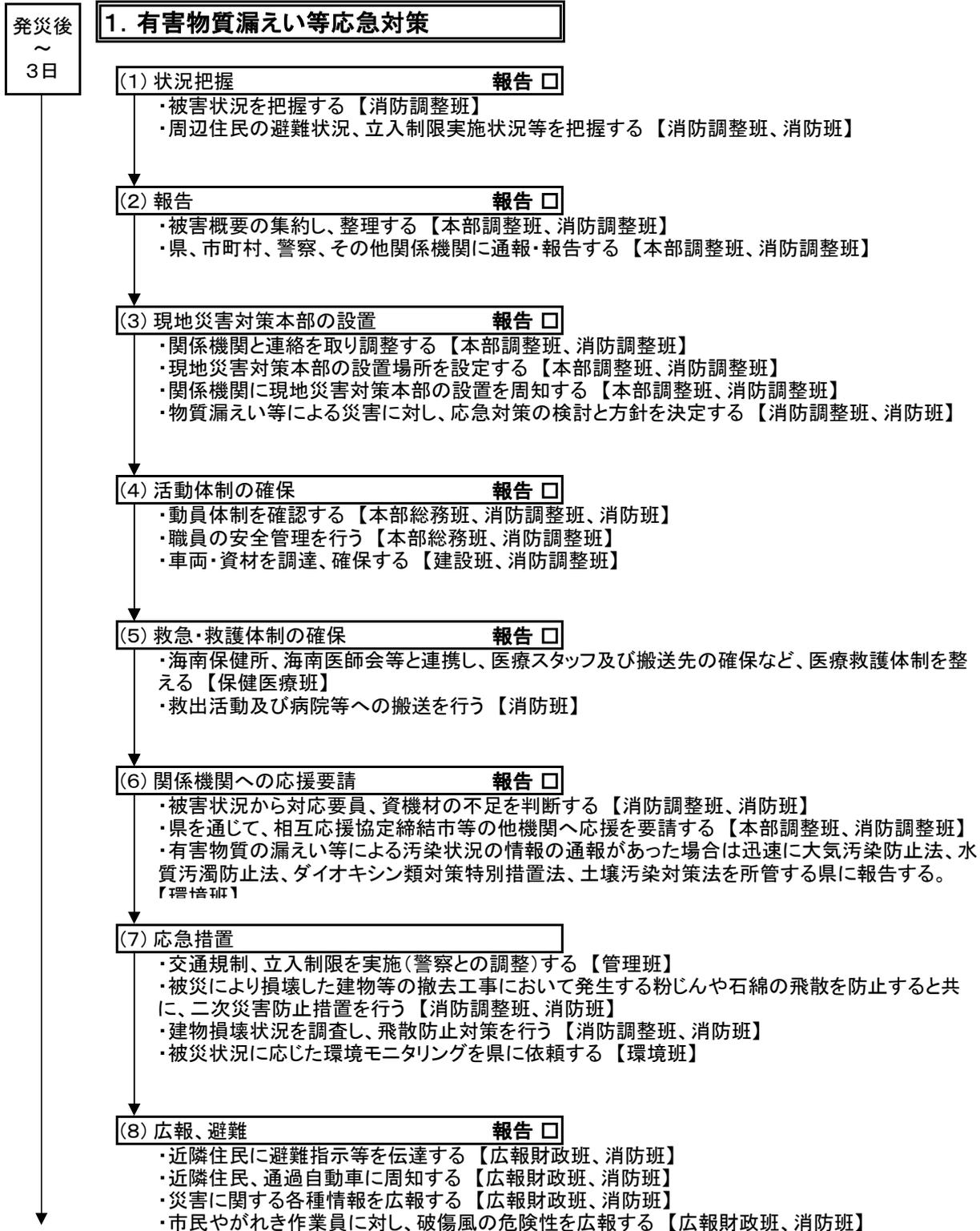
報告 □

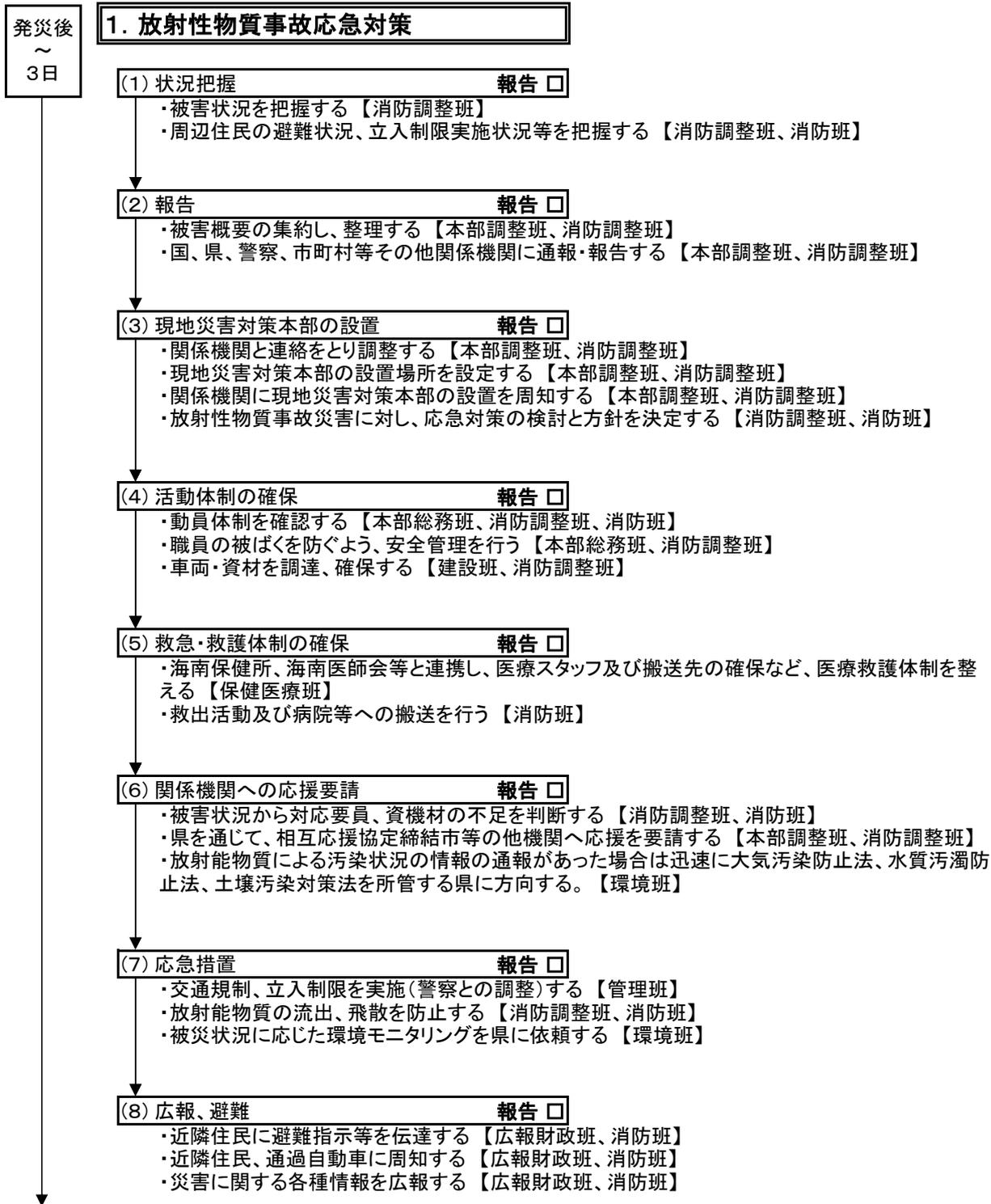
- ・交通規制、立入制限を実施(警察との調整)する【管理班】
- ・消防設備を点検整備する【消防調整班、消防班】
- ・危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害時には、付近住民及び通行人に火気使用禁止、風上への避難を呼びかける【消防調整班、消防班】
- ・被災状況に応じた環境モニタリングを県に依頼する【環境班】

(8) 広報、避難

報告 □

- ・近隣住民に避難指示等を伝達する【広報財政班、消防班】
- ・近隣住民、通過自動車に周知する【広報財政班、消防班】
- ・災害に関する各種情報を広報する【広報財政班、消防班】





第4部 災害復旧・復興

第1章 都市基盤の復旧

第1節 公共施設等の災害復旧

【担当班】
各班

【関係機関等】
和歌山県

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

3日
～
1カ月
以降

1. 公共施設等災害復旧

(1) 関係者との協議 **報告** □

- ・右記の事業計画に係る施設の被害状況の共有、復旧方針を協議する【各班】

(2) 事業計画の作成 **報告** □

- ・復旧事業計画を作成する【各班】
- ・県と協議し、確認する【各班】

(3) 災害復旧事業の実施 **報告** □

- ・要員、資機材を確保する【各班】
- ・復旧事業を実施し、施工を管理する【各班】

【災害復旧事業】

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設事業復旧計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上水道施設災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・中小企業の振興に関する事業計画
- ・その他の災害復旧事業

1. 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定 **報告** □

- ・指定基準を確認する【各班】
- ・県と連携し、調整、報告を行う【各班】

(2) 関係調書の作成 **報告** □

- ・激甚災害指定を確認する【各班】
- ・適用対象事業の所管部局による調書を作成する【各班】

1. 局地激甚災害の指定

(1) 局地激甚災害の指定 **報告** □

- ・指定基準を確認する【各班】
- ・県と連携し、調整、報告を行う【各班】

(2) 関係調書の作成 **報告** □

- ・局地激甚災害指定を確認する【各班】
- ・適用対象事業の所管部局による調書を作成する【各班】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者への生活支援

第1節 被災者支援対応

【担当班】

情報班、生活再建支援プロジェクト、各班

【関係機関等】

【業務関連マニュアル】

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)

【関連様式】

7日
～
1カ月
以降

1. 被災者支援相談窓口の設置

(1) 被災者台帳の作成

報告 □

- ・被災者支援システムに住基及び住家等の最新のデータをセットする【情報班】
- ・被災者台帳システムを運用する【生活再建支援プロジェクト】
- ・対象者の被災者台帳を作成する【生活再建支援プロジェクト】
- ・住基データ、家屋被害、証明書発行、各種申請の有無などを入力する【生活再建支援プロジェクト】

(2) 相談窓口の設置

報告 □

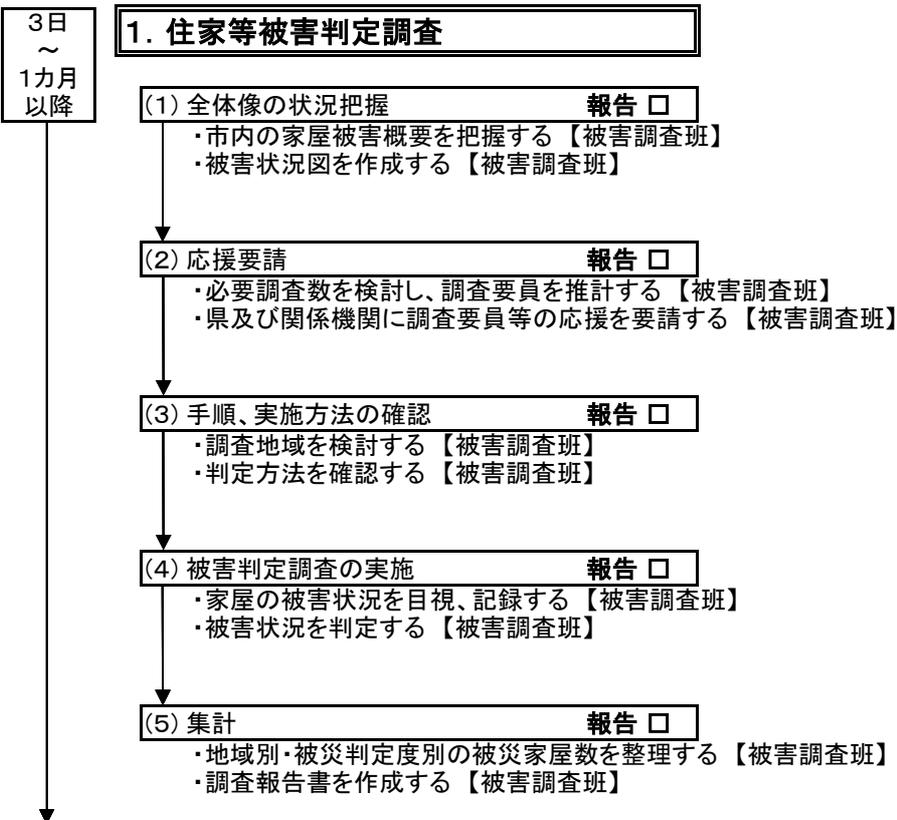
- ・相談窓口に対応する職員を配置する【生活再建支援プロジェクト】
- ・生活再建に係る相談を受け、様々な支援制度や助成制度を紹介する【生活再建支援プロジェクト】
- ・相談窓口について広報する【生活再建支援プロジェクト】
- ・被災者台帳に相談内容を記載する【生活再建支援プロジェクト】
- ・個別対応を行う【各班】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第2節 住家等被害判定調査

<p>【担当班】 被害調査班</p>	<p>【関係機関等】 和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、和歌山県不動産鑑定士協会、和歌山県社会福祉課</p>
<p>【業務関連マニュアル】 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)</p>	<p>【関連様式】 県の報告様式-1 (その1)災害概況即報 県の報告様式-2 (その2)被害状況即報 県の報告様式-3 災害状況報告 災害救助法の様式-1 被害状況調</p>



第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第3節 リ災証明書の発行

【担当班】 情報班、被害調査班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式- 7 リ災者名簿(人的調査票) 市の様式- 21 リ災証明書交付申請書 市の様式- 22 建物リ災証明書 市の様式- 23 被災証明書

7日
～
1カ月
以降

1. リ災証明書の発行

- (1) 応援要請等 **報告 □**
 - ・被災者支援システムに住基及び住家等の最新のデータをセットする【情報班】
 - ・住宅等被害判定調査結果より、リ災台帳を作成する【被害調査班】
 - ・当座の計画を作成する【被害調査班】
 - ・リ災証明発行に必要な人員、物品を要請する【被害調査班】
- (2) システム及び発行体制の確認 **報告 □**
 - ・リ災証明書発行までの処理の流れを構築する【被害調査班】
 - ・受付・発行場所を確保する【被害調査班】
 - ・役割分担を設定し、職員を配備する【被害調査班】
- (3) 機器の調達 **報告 □**
 - ・各処理に必要な機器を整理し、調達する【被害調査班】
- (4) データの整理 **報告 □**
 - ・リ災証明交付申請、受け付け、発行記録を整理し、準備する【被害調査班】
- (5) リ災証明書の発行 **報告 □**
 - ・申請の受け付けを行う【被害調査班】
 - ・リ災証明書を発行する【被害調査班】
 - ・リ災証明書発行台帳を作成する【被害調査班】
 - ・不服の場合は再調査を行う【被害調査班】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第4節 生活資金等の支給・融資

【担当班】

生活再建支援プロジェクト

【関係機関等】

和歌山県社会福祉課、市社会福祉協議会、住宅金融支援機構

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳

7日
～
1カ月
以降

1. 被災者生活再建支援金の支給

(1) 支給、貸付条件の確認 **報告** □

- ・支援制度適用条件を確認する【生活再建支援プロジェクト】
- ・県に適用を申請する【生活再建支援プロジェクト】
- ・県による支援法適用、公示を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(2) 広報 **報告** □

- ・支給金給付に係る申請手続きの広報資料を作成する【生活再建支援プロジェクト】
- ・申請手続きを広報する【生活再建支援プロジェクト】

(3) 申請 **報告** □

- ・申請相談窓口を設置する【生活再建支援プロジェクト】
- ・申請を受付ける【生活再建支援プロジェクト】

(4) 給付 **報告** □

- ・申請書を、県に提出する【生活再建支援プロジェクト】
- ・被災者生活再建支援法人より対象被災世帯に支援金支給する【生活再建支援プロジェクト】
- ・給付記録を様式(扶助金の支給状況、損失補償費の状況)に整理する【生活再建支援プロジェクト】

1. 災害弔慰金・見舞金等の支給

(1) 支給条件の確認 **報告** □

- ・災害弔慰金の支給等(災害弔慰金、災害障害見舞金)に関する条例を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(2) 申請 **報告** □

- ・申請相談窓口を設置する【生活再建支援プロジェクト】
- ・申請内容を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(3) 決定 **報告** □

- ・条件に基づく支給額を決定する【生活再建支援プロジェクト】

(4) 弔慰金及び見舞金の支給 **報告** □

- ・支給額を振り込む【生活再建支援プロジェクト】
- ・台帳に記録する【生活再建支援プロジェクト】

1. 生活資金等の貸付

(1) 貸付条件の確認 **報告** □

- ・災害援護資金、災害復興住宅資金、生活福祉資金(市社会福祉協議会)等の貸付条件を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(2) 申請 **報告** □

- ・申請相談窓口を設置する【生活再建支援プロジェクト】
- ・申請内容を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(3) 決定 **報告** □

- ・条件に基づく貸付額を決定する【生活再建支援プロジェクト】

(4) 貸付金の支給 **報告** □

- ・貸付額を振り込む【生活再建支援プロジェクト】
- ・台帳に記録する【生活再建支援プロジェクト】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第5節 災害義援金等の配布

【担当班】

生活再建支援プロジェクト

【関係機関等】

和歌山県社会福祉課、市社会福祉協議会、日本赤十字社、和歌山県共同募金会

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

市の様式- 24 義援金受領書
市の様式- 25 義援金振込受領書発行願

3日
～
1カ月
以降

1. 災害義援金等の対応

(1) 市の義援金の募集

報告 □

- ・金融機関との受入れ専用口座を調整し、開設する【生活再建支援プロジェクト】
- ・義援金の振り込み、送金方法、受付期間をホームページ等で広報する【生活再建支援プロジェクト】
- ・義援金を受け付け、保管する【生活再建支援プロジェクト】

(2) 災害義援金配分委員会の設置

報告 □

- ・災害義援金配分委員会を設置する【生活再建支援プロジェクト】

(3) 対象者、配分方法の決定

報告 □

- ・配分基準を協議し、検討する【生活再建支援プロジェクト】
- ・災害義援金配分委員会において配分方法を決議する【生活再建支援プロジェクト】

(4) 申請

報告 □

- ・申請相談窓口を設置する【生活再建支援プロジェクト】
- ・申請内容を確認する【生活再建支援プロジェクト】

(5) 配分

報告 □

- ・配分基準に基づき、義援金を振り込む【生活再建支援プロジェクト】
- ・義援金台帳に記録する【生活再建支援プロジェクト】

※ 日本赤十字社からの被災者に対する救援物資(生活家電セット)の対象者の決定も行います。

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第6節 中小企業等の再建支援

【担当班】 産業対策班	【関係機関等】 金融機関、海南商工会議所、下津町商工会、海南青年会議所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳

7日
～
1カ月
以降

1. 災害復旧資金の相談、あっせん

(1) 融資制度の確認 **報告** □

- ・融資の条件を確認する【産業対策班】
- ・特別保障措置の適用等に係る金融機関を調整する【産業対策班】

(2) 広報 **報告** □

- ・災害復旧資金等の融資説明会を実施する【産業対策班】

(3) 現状把握、融資相談 **報告** □

- ・相談窓口を設置する【産業対策班】
- ・相談の受け付けを行う【産業対策班】

(4) あっせん、再建支援の実施 **報告** □

- ・再建支援計画を作成し支援する【産業対策班】
- ・再建支援を実施する【産業対策班】
- ・融資、あっせんを実施する【産業対策班】
- ・融資、あっせん等の対応を様式(生業資金貸付台帳)にとりまとめる【産業対策班】

